

高齢者のための 福祉・介護サービス

高齢者のための相談窓口



介護に関すること、認知症（若年性認知症含む）に関すること等、気軽に相談してください。
相談は無料、プライバシーを守ります。

小野市地域包括支援センター

王子町801 小野市社会福祉協議会内
TEL.63-2174 FAX.63-5191

【対象】 小野小学校区の方

栗生逢花苑在宅介護支援センター

栗生町3610-1 特別養護老人ホーム 栗生逢花苑内
TEL.65-2800（代） FAX.65-2801

【対象】 栗生町の方、来住小学校区の方、
大部小学校区の方

青山荘在宅介護支援センター

復井町673-20 特別養護老人ホーム 青山荘内
TEL.66-7305（代） FAX.66-7307

【対象】 河合小学校区（栗生町以外）の方、下東条小学校区の方、
中番小学校区の方

ふたばの里在宅介護支援センター

二葉町80-123 高齢者総合ケア福祉施設 ふたばの里内
TEL.70-0203 FAX.70-0220

【対象】 小野東小学校区の方、
市場小学校区の方

身近な相談窓口

小野市

介護保険 ガイドブック

介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です



介護保険に関するお問い合わせは

小野市 市民福祉部 高齢介護課

TEL.63-1509（直通） 63-1000（代表） FAX.64-2735



2021年6月発行

介護保険は高齢者の暮らしを 社会みんなで支える仕組みです！

介護保険は、社会全体で高齢者を支える仕組みとして、決められた介護保険料を納め、その介護保険料や税金を財源とすることで、介護が必要になったとき、費用の一部を負担するだけでさまざまな介護サービスを受けることができる制度です。

介護保険料は、3年ごとに見直しを行い、2021年度からは第8期(2021～2023年度)の新しい保険料となります。

小野市の介護保険料(基準月額)の推移

第1期 (2000～2002年度)	第2期 (2003～2005年度)	第3期・第4期 (2006～2011年度)	第5期 (2012～2014年度)
2,700円	3,100円	4,000円	5,100円

第6期 (2015～2017年度)	第7期 (2018～2020年度)	第8期 (2021～2023年度)
5,300円	5,500円	5,800円

2021年度から介護保険料が上がった主な要因

- 介護サービスを利用される方が増加し、必要な介護サービスの総費用が増加したためです。
- 国の介護報酬の増改定に対応するためです。

〔 本市においては、介護保険給付費準備基金を取り崩し、
介護保険料の上昇を抑制する措置を講じています。 〕

65歳以上の被保険者の皆さまには、負担をおかけいたしますが、今後の安定した介護保険運営のため、今回の改定の趣旨をご理解いただき、介護保険料の納付にご協力をお願いします。

もくじ

しくみと加入者	4
4 住み慣れた地域でいつまでも元気に	
保険料の決め方・納め方	6
6 社会全体で介護保険を支えています	
サービス利用の手順	8
8 介護保険の利用には申請が必要です	
10 介護(介護予防)サービス利用の手順	
介護サービス【要介護1～5の方へ】	12
12 介護サービス(居宅サービス)の種類と費用のめやす	
15 施設サービスの種類と費用のめやす	
介護予防サービス【要支援1・2の方へ】	16
16 介護予防サービスの種類と費用のめやす	
住み慣れた地域で受けるサービス	19
19 地域密着型サービスの種類と費用のめやす	
21 総合事業で利用できるサービス	
22 いきいき100歳体操 実施町一覧	
福祉用具貸与・購入、住宅改修	24
24 生活環境を整えるサービス	
介護サービス費の自己負担と費用の支払い	26
26 自己負担限度額と負担の軽減	
介護保険の医療費控除	30
30 介護保険の医療費控除について	
介護保険制度以外のサービス	31
31 小野市地域包括支援センターのサービス	
33 認知症を正しく知りましょう	
37 介護保険以外のサービス	
39 小野市社会福祉協議会のサービス	
43 加東健康福祉事務所のサービス	
事業所一覧	44
44 介護サービス提供事業所一覧	
48 障がい福祉サービス提供事業所一覧	
50 小野市内医療機関マップ(医療機関・歯科医院・薬品取扱機関)	
52 医療機関・歯科医院・薬品取扱機関一覧	
56 近隣市の入所施設	

しくみと加入者

保険料の決め方・納め方

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

福祉用具等

費用の支払い

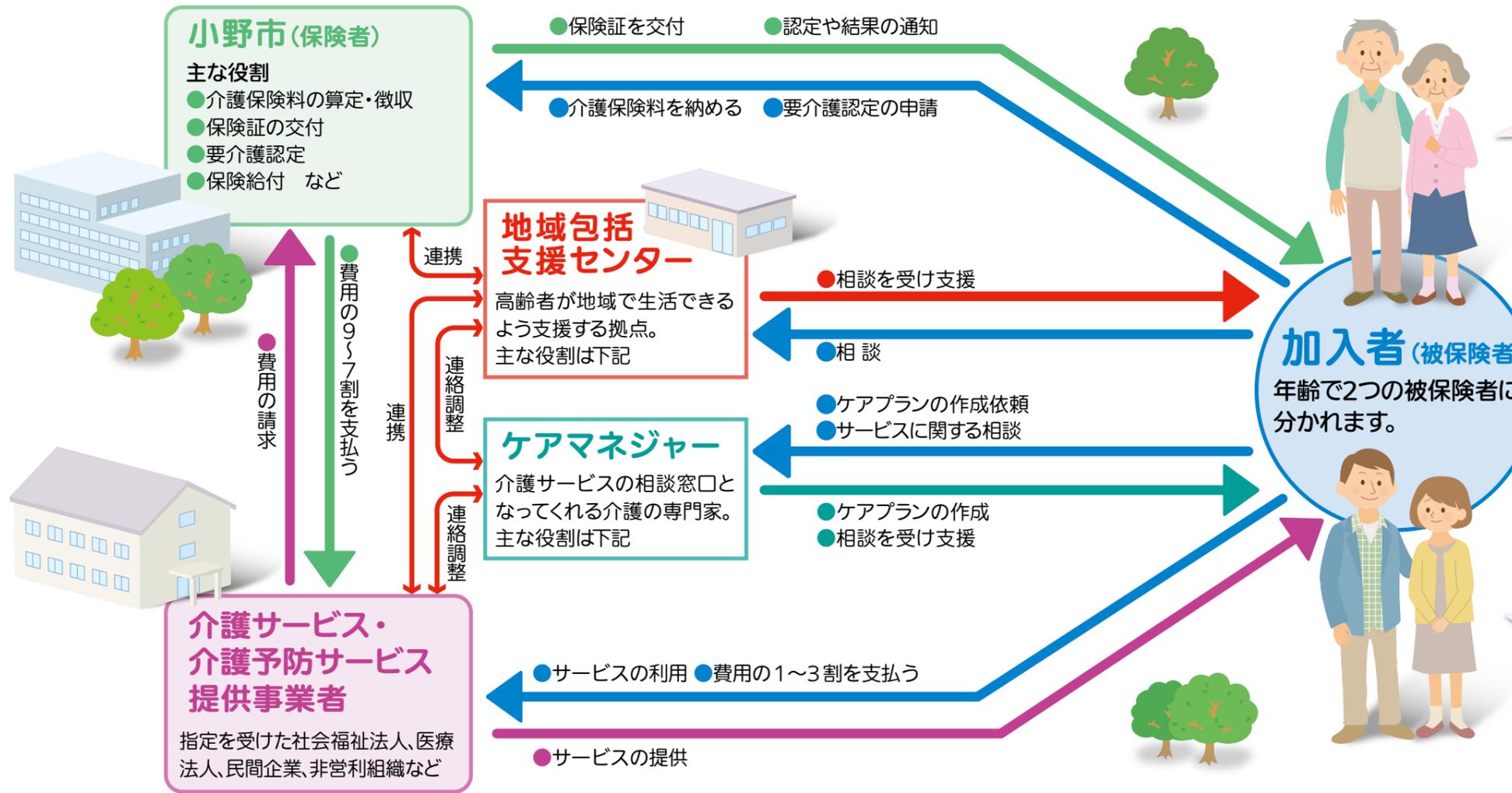
介護保険の医療費控除

介護保険制度以外のサービス

事業所一覧

住み慣れた地域でいつまでも元気に

介護保険は市が運営し、40歳以上の方が加入します。
地域包括支援センターが中核となって、高齢者の暮らしを地域ぐるみで支える制度です。



65歳以上(第1号被保険者)の方は介護や支援が必要であると「認定」を受けた場合に、介護サービス・介護予防サービスを利用できます。
(要介護認定→8～9ページ)
介護が必要となった原因は問われません。

介護保険の保険証

- 1人に1枚ずつ保険証が交付されます。
- 65歳になる月に交付されます。
- 保険証が必要なとき
 - ・要介護認定を申請するとき
 - ・サービスを利用するとき など

40～64歳(第2号被保険者)の方は介護保険で対象となる病気*が原因で「要介護認定」を受けた場合に、介護サービス・介護予防サービスを利用できます。

交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。

※介護保険で対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています

- | | |
|---------------------------|-------------------------------|
| ●筋萎縮性側索硬化症 | ●脳血管疾患 |
| ●後縦靭帯骨化症 | ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 |
| ●骨折を伴う骨粗しょう症 | ●閉塞性動脈硬化症 |
| ●多系統萎縮症 | ●関節リウマチ |
| ●初老期における認知症 | ●慢性閉塞性肺疾患 |
| ●脊髄小脳変性症 | ●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
| ●脊柱管狭窄症 | ●末期がん |
| ●早老症 | |
| ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 | |

「地域包括支援センター」とは？

地域包括支援センターは、介護予防ケアプランを作成するほか、市・医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなどと協力しながら、地域の高齢者のさまざまな相談に対応する総合的な役割を担っています。

【主にどんなことをするの？】

- 高齢者や家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- ケアマネジャーへの支援やネットワークづくり
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業

どんなスタッフがいるの？



「ケアマネジャー」とはどんな人？

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれるサービスの窓口役です。利用者がケアマネジャーを選ぶことができますし、変えることもできます。その場合は市区町村の介護保険担当の窓口や地域包括支援センターに相談しましょう。

【ケアマネジャーの役割】

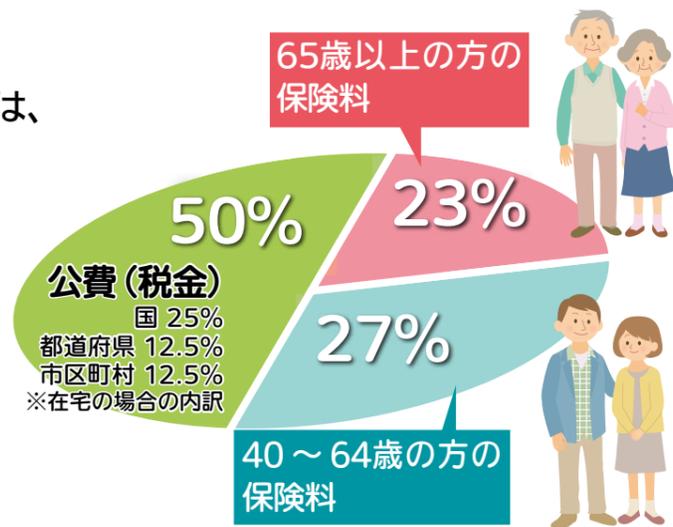
- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」に所属しています。



社会全体で 介護保険を支えています

40歳以上の皆さまが納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。



40～64歳の方の保険料

40～64歳の方(第2号被保険者)の保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。

	決まり方	納め方
国民健康保険に加入している方	世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。 ※所得の低い方への軽減措置などが市区町村ごとに設けられています	同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。
職場の健康保険に加入している方	健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。	医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。 ※40～64歳の被扶養者は個別に介護保険料を納める必要はありません。

65歳以上の方の保険料

65歳以上の方の保険料は、市区町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決まり方

$$\frac{\text{市区町村に必要な介護サービスの総費用}}{\text{65歳以上の方の負担分 23\%}} \div \text{市区町村に住む65歳以上の方の人数} = \text{小野市の2021～2023年度の保険料の基準額 69,600円(年額)}$$

※ただし、介護保険制度改正等の影響により、年度途中で基準額が変更となる場合があります。

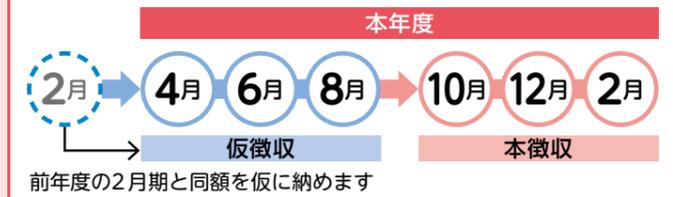
65歳以上の方の保険料の納め方

納め方は受給している年金[※]の額によって2通りに分かります。

※受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金などをいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません

年金が年額**18万円以上**の方 → 年金から**【天引き】**になります

●保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)に年6回に分けて天引きになります。65歳以上の方の保険料は、6月以降に確定します。そのため、4月、6月、8月は、暫定的な額での徴収(仮徴収)となります。通常は、前年度の2月期と同額です。



特別徴収

●特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6カ月後から保険料が天引きになります。年金から天引きになる方には、市区町村から事前に「介護保険料特別徴収開始通知書」が送られますので、金額や天引きされる月日等をご確認ください。

こんなときは、一時的に納付書で納めます

- 年度途中で介護保険料が増額になった(増額分を納付書で納めます)
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 介護保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった など

年金が年額**18万円未満**の方 → **【納付書】**や**【口座振替】**で各自納めます

●市区町村から送られてくる納付書により、取り扱い金融機関で納めます。

納め忘れがないように**【口座振替】**を利用しましょう。

手続き

- 1 介護保険料の納付書、通帳、印かん(通帳届出印)を用意します。
- 2 取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。
※口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月からになります。
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできない場合があります。



●特別徴収・普通徴収を選択することはできません。

介護保険料を滞納すると?

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、本来1～3割である利用者負担が3割または4割になったりする措置がとられます。保険料は必ずお納めください。

【1年間滞納した場合】	【1年6カ月間滞納した場合】	【2年以上滞納した場合】
サービスを利用したとき、いったん利用料の 全額を自己負担 しなければなりません。(7～9割相当分は後で市区町村から払い戻されます。)	市区町村から払い戻されるはずの給付費(7～9割相当分)の一部または全部を一時的に 差し止める などの措置がとられます。なお滞納が続く場合は、 差し止められた額から保険料が差し引かれる 場合もあります。	本来1～3割である自己負担割合が 3割(自己負担割合がもともと3割の方は4割) に引き上げられたり、 高額介護サービス費等の支給が受けられなくなったり します。

しくみと加入者
納め方
サービス利用の手順
サービスの種類と費用
福祉用具等
費用の支払い
介護保険の医療費控除
介護保険制度以外のサービス
事業所一覧

介護保険の利用には申請が必要です

介護保険を利用するときは、まず市区町村が行う「要介護認定」を受けましょう。「要介護認定」とは、どれくらい介護サービスが必要かなどを判断するための審査です。

①申請する

介護サービスを利用するときは、小野市からの「認定」が必要になります。申請は、本人のほか家族でもできます。

初めての申請(新規申請)・介護相談の窓口

小野市役所 介護保険窓口	63-1509	
小野市地域包括支援センター	63-2174	
在宅介護支援センター	粟生逢花苑	65-2800
	青山荘	66-7305
	ふたばの里	70-0203

更新申請

市内・市外の「指定居宅介護支援事業者」「介護保険施設」などからも申請代行ができます。

申請に必要なもの

- 申請書
介護相談の窓口にあります。
- 介護保険の保険証
40～64歳の方は健康保険の保険証が必要です。
- 医療保険の保険証
- マイナンバーの分かるもの
申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。

②要介護認定

申請をすると、訪問調査の後に公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

●訪問調査

市の担当職員などがご自宅等を訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。

●主治医の意見書

市の依頼により主治医が意見書を作成します。
※主治医がない方は市が紹介する医師の診断を受けます

●一次判定

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータ入力し、一次判定を行います。

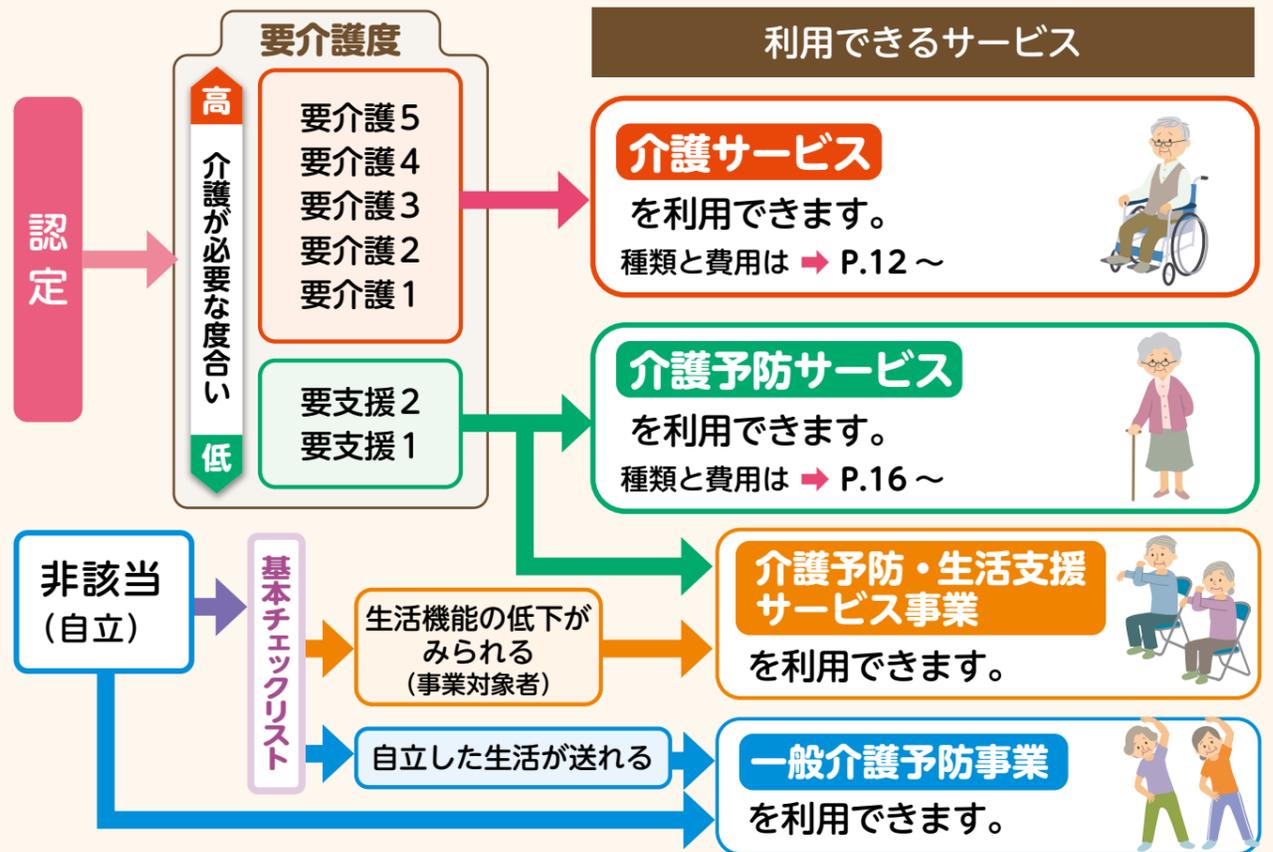
●二次判定(認定審査)

一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。



③結果の通知

結果の通知は申請から原則30日以内に届きます。「要介護」と認定された方は「介護サービス」を、「要支援」と認定された方は「介護予防サービス」、「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できます。



介護保険 Q&A

Q 訪問調査ではどんな心構えが必要ですか？

A 利用者の普段の生活や身体の状態を、ありのまま伝えましょう。

基本調査では「片足で立っているか」「何かにつかまらないうで起き上がるか」など、あらかじめ定められた項目にしたがって、調査員が質問をします。日常の様子などについて、詳しくたずねられる場合もありますので、できるだけ具体的に伝えましょう。認知症の方などは、気候や時間帯によって状態が違ってきますので、家族が日頃の様子をメモし、伝えたいことを整理しておくとい良いでしょう。

しくみと加入者
保険料の決め方
サービス利用の手順
サービスの種類と費用
福祉用具等
費用の支払い
介護保険の医療費控除
介護保険制度以外のサービス
事業所一覧

介護（介護予防）サービス利用の手順

要介護1～5と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護支援 また、要支援1・2と認定された方および介護予防・生活支援サービス事業対象者は地域

事業者、施設への入所を希望する方は介護保険施設に連絡します。 包括支援センターに連絡します。

要介護1～5の方

自宅で暮らしながら サービスを利用したい
自宅を中心に利用する **介護サービス** の種類 (P.12～)



① 居宅介護支援事業者に連絡します

- 市町村などが発行する事業者一覧のなかから**居宅介護支援事業者**（ケアマネジャーを配置しているサービス事業者）を選び、連絡します。
- 担当の**ケアマネジャー**が決まります。



② ケアプラン※1 を作成します

- 担当のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

③ サービスを利用します

- サービス事業者と契約※2 します。
- ケアプランにそって **介護サービス** を利用します。



介護保険施設へ 入所したい
施設サービス の種類 (P.15)



① 介護保険施設に連絡します

- 入所前に見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。



② ケアプラン※1 を作成します

- 入所する施設のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

③ サービスを利用します

- ケアプランにそって 介護保険の **施設サービス** を利用します。



要支援1・2の方

① 地域包括支援センターに連絡します TEL.63-2174

- 地域包括支援センターに連絡、相談をします。
- 介護予防サービス** の種類 (P.16～)
- 介護予防・生活支援サービス事業** について (P.21)

② 職員に希望を伝えます

- 家族や地域包括支援センターの職員と、これからどのような生活を希望するのかなどについて話し合います。

③ 介護予防ケアプラン※1 を作成します

- 地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所の担当職員と相談しながら介護予防ケアプランを作成します。

④ サービスを利用します

- サービス事業者と契約※2 します。
- 介護予防ケアプランにそって **介護予防サービス** および **介護予防・生活支援サービス事業** を利用します。



介護予防・生活支援サービス事業対象者

① 地域包括支援センターに連絡します TEL.63-2174

- 地域包括支援センターに連絡、相談をします。
- 介護予防・生活支援サービス事業** について (P.21)



② 職員に希望を伝えます

- 家族や地域包括支援センターの職員と、これからどのような生活を希望するのかなどについて話し合います。

③ 介護予防ケアプラン※1 を作成します

- 地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所の担当職員と相談しながら介護予防ケアプランを作成します。

④ サービスを利用します

- サービス事業者と契約※2 します。
- 介護予防ケアプランにそって **介護予防・生活支援サービス事業** を利用します。



※1 ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。

※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

しくみと加入者

保険料の決め方

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

福祉用具等

費用の支払い

介護保険の医療費控除

介護保険制度以外のサービス

事業所一覧

介護サービス（居宅サービス）の種類と費用のめやす

居宅サービスとは、自宅を中心に利用するサービスです。「施設に通う」「短期間施設に入所する」など、さまざまな種類のサービスが用意されています。

これらのサービスの中から、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できます。

※費用は施設の体制などによって異なります

※「地域密着型サービス」については19・20ページをご覧ください

※自己負担は1～3割です。

本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています

※自己負担の目安は、制度改正等により変更になることがあります。

ケアプランの作成・サービス利用についての相談

きよたくかいごしえん 居宅介護支援

ケアマネジャーがケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。



ケアプランの作成および相談は**無料**です。（全額を介護保険で負担します。）

日常生活の手助けをしてもらう

ほうもんかいご 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行います。

- 〈身体介護中心〉
- 食事、入浴、排せつのお世話
 - 衣類やシーツの交換 など

- 〈生活援助中心〉
- 住居の掃除、洗濯、買い物
 - 食事の準備、調理 など

自己負担(1割)のめやす

身体介護中心	20分～30分未満	250円
	30分以上1時間未満	396円
生活援助中心	20分～45分未満	183円
	45分以上	225円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

通院等乗降介助(1回)	99円
-------------	-----



自宅を訪問してもらう

ほうもんにゆうよくかいご 訪問入浴介護

移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。

自己負担(1割)のめやす

1回	1,260円
----	--------



ほうもん 訪問リハビリテーション

リハビリ（機能回復訓練）の専門家が訪問し、リハビリを行います。

自己負担(1割)のめやす

1回	307円
----	------



お医者さんの指導のもとでの助言・管理

きよたくりょうようかんりしどう 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。

自己負担(1割)のめやす

【単一建物居住者1人に行う場合】

医師の場合(月2回まで)	514円
歯科医師の場合(月2回まで)	516円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	565円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	517円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	361円

ほうもんかんご 訪問看護

看護師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などを行います。

自己負担(1割)のめやす

病院・診療所から	20分～30分未満	398円
	30分～1時間未満	573円
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	470円
	30分～1時間未満	821円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。



施設に通う

つうしょかいご 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護サービスが日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 個別機能訓練 ●口腔機能向上
- 栄養改善などのメニューを選択して利用できます。

自己負担(1割)のめやす

【通常規模の施設/7～8時間未満の利用の場合】

要介護1	655円
要介護2	773円
要介護3	896円
要介護4	1,018円
要介護5	1,142円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

- ・個別機能訓練 56円/1日
- ・栄養改善 200円/1回
- ・口腔機能向上 150円/1回 など

※食費、日常生活費は別途負担となります。

つうしょ 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

基本のサービスに加えて

- 口腔機能向上
- 栄養改善などのメニューを選択して利用できます。

自己負担(1割)のめやす

【通常規模の施設/7～8時間未満の利用の場合】

要介護1	757円
要介護2	897円
要介護3	1,039円
要介護4	1,206円
要介護5	1,369円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

- ・栄養改善 200円/1回
- ・口腔機能向上 150円/1回 など

※食費、日常生活費は別途負担となります。



しくみと加入者

保険料の決め方

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

福祉用具等

費用の支払い

介護保険の医療費控除

介護保険制度以外のサービス

事業所一覧

介護サービス【要介護1～5の方へ】 介護サービス（居宅サービス）の種類と費用のめやす

短期間施設に泊まる

短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護サービスが受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	596 円	596 円	696 円
要介護 2	665 円	665 円	764 円
要介護 3	737 円	737 円	838 円
要介護 4	806 円	806 円	908 円
要介護 5	874 円	874 円	976 円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります

短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	752 円	827 円	833 円
要介護 2	799 円	876 円	879 円
要介護 3	861 円	939 円	943 円
要介護 4	914 円	991 円	997 円
要介護 5	966 円	1,045 円	1,049 円

※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります

- 従来型個室：共同生活室（リビングスペース）を併設していない個室
- ユニット型個室：共同生活室（リビングスペース）を併設している個室
- ユニット型個室的多床室：ユニット型個室に準じた完全な個室ではない居室。「ユニット型準個室」から名称が変更されました。
- 多床室：定員2人以上の個室ではない居室

施設に入っている方が利用する介護サービス

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。サービスは、包括型（一般型）と外部サービス利用型に区分されます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【包括型（一般型）】

要介護 1	538 円
要介護 2	604 円
要介護 3	674 円
要介護 4	738 円
要介護 5	807 円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

その他のサービス

地域密着型サービス …… 19・20 ページ
福祉用具貸与・購入、住宅改修 …… 24・25 ページ

施設サービスの種類と費用のめやす

介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。

- ※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。
- ※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。
- ※居室の違いは、14ページを参照してください。
- ※自己負担は1～3割です。
- 本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

※自己負担の目安は、制度改正等により変更になることがあります。

生活介護が中心の施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 3	約21,360円	約21,360円	約23,790円
要介護 4	約23,400円	約23,400円	約25,860円
要介護 5	約25,410円	約25,410円	約27,870円

介護やリハビリが中心の施設

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリが受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約21,420円	約23,640円	約23,880円
要介護 2	約22,770円	約25,080円	約25,230円
要介護 3	約24,630円	約26,940円	約27,090円
要介護 4	約26,220円	約28,470円	約28,680円
要介護 5	約27,750円	約30,090円	約30,270円

医療が中心の施設

介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設(病院)で、医療や看護などが受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約17,790円	約20,580円	約21,180円
要介護 2	約20,550円	約23,430円	約24,030円
要介護 3	約26,670円	約29,460円	約30,060円
要介護 4	約29,220円	約32,100円	約32,700円
要介護 5	約31,560円	約34,380円	約34,980円

長期療養の機能を備えた施設

介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約21,420円	約24,750円	約25,260円
要介護 2	約24,720円	約28,020円	約28,530円
要介護 3	約31,800円	約35,130円	約35,640円
要介護 4	約34,830円	約38,130円	約38,640円
要介護 5	約37,530円	約40,860円	約41,370円

しくみと加入者
保険料の決め方
納め方
サービス利用の手順
サービスの種類と費用
サービスの費用の支払い
介護保険の医療費控除
介護保険制度以外のサービス
事業所一覧

介護予防サービスの種類と費用のめやす

介護予防サービスは、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスです。

できないことを補助するだけでなく、利用者本人のできることを増やし、いきいきとした生活を送れるよう支援します。

※費用は施設の体制などによって異なります ※「地域密着型サービス」については19・20ページをご覧ください

※自己負担は1～3割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています

※自己負担の目安は、制度改正等により変更になることがあります。

介護予防ケアプランの作成・サービス利用についての相談

かいごよほうしえん 介護予防支援

地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所の担当職員が中心となって、介護予防ケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護予防サービスを利用できるよう支援します。



介護予防ケアプランの作成
および相談は**無料**です。
(全額を介護保険で負担します。)

自宅を訪問してもらう

かいごよほう 介護予防 ほうもんにゆうよくかいご 訪問入浴介護

移動入浴車などで訪問し、利用者のできる範囲での入浴のお手伝いをします。



自己負担(1割)のめやす

1回	852円
----	------

かいごよほうほうもん 介護予防訪問 リハビリテーション

専門家が訪問し、利用者が自分で行える体操やリハビリなどを指導します。



自己負担(1割)のめやす

1回	307円
----	------

お医者さんの指導のもとでの助言・管理

かいごよほう 介護予防 きょたくりょうようかんりしどう 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、利用者の改善を目的とした薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。

自己負担(1割)のめやす
【単一建物居住者1人に行う場合】

医師の場合(月2回まで)	514円
歯科医師の場合(月2回まで)	516円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	565円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	517円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	361円

かいごよほうほうもんかんご 介護予防訪問看護

看護師などが訪問し、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助などを行います。

自己負担(1割)のめやす

病院・診療所から	20分～30分未満	381円
	30分～1時間未満	552円
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	450円
	30分～1時間未満	792円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

施設に通う

かいごよほうつうしょ 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などを日帰りで受けられます。



基本のサービスに加えて

- 筋力トレーニングなどの機能訓練(運動器機能向上)
- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練指導など(口腔機能向上)

などのメニューを選択して利用できます。

1カ月あたりの
自己負担(1割)のめやす

要支援 1	2,053円
要支援 2	3,999円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

- ・運動器機能向上 225円/月
- ・栄養改善 200円/月
- ・口腔機能向上 150円/月 など

※食費、日常生活費は別途負担となります。

しくみと加入者
納め方
保険料の決め方
サービス利用の手順
サービスの種類と費用
福祉用具等
費用の支払い
介護保険の医療費控除
介護保険制度以外のサービス
事業所一覧

介護予防サービス【要支援1・2の方へ】 介護予防サービスの種類と費用のめやす

短期間施設に泊まる

かいごよぼう 介護予防 たんきにゅうしょせいかつかいご 短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	446円	446円	523円
要支援 2	555円	555円	649円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります

かいごよぼう 介護予防 たんきにゅうしょりょうようかいご 短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	577円	610円	621円
要支援 2	721円	768円	782円

※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります

施設に入っている方が利用する介護サービス

かいごよぼうとくていしせつにゅうきよしゃせいかつかいご 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などのサービスや生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。サービスは、包括型(一般型)と外部サービス利用型に区分されます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【包括型(一般型)】

要支援 1	182円
要支援 2	311円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

その他のサービス

地域密着型サービス…………… 19・20 ページ
福祉用具貸与・購入、住宅改修…………… 24・25 ページ

住み慣れた地域で受けるサービス

地域密着型サービスの種類と費用のめやす

住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。利用者は市区町村の住民に限定され、市区町村が事業者の指定や監督を行います。

※費用は施設の体制などによって異なります

※サービスの種類、内容などは市区町村によって異なります

※自己負担は1～3割です。

本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています

※自己負担の目安は、制度改正等により変更になることがあります。

24時間対応の訪問サービス

ていきじゅんかい ずいじたいおうがたほうもんかいごかんご 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護職員と看護師が一体または密接に連携し、定期的に訪問します。また、利用者の通報や電話などに対して随時対応します。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護、看護一体型事業所の場合】

要介護度	介護のみ利用	介護と看護を利用
要介護 1	5,697円	8,312円
要介護 2	10,168円	12,985円
要介護 3	16,883円	19,821円
要介護 4	21,357円	24,434円
要介護 5	25,829円	29,601円

※要支援の方は利用できません



認知症の方向けのサービス

にんちしょうたいおうがたつうしょかいご 認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)

認知症の高齢者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす
【7～8時間未満の利用の場合】

要支援 1	859円
要支援 2	959円
要介護 1	992円
要介護 2	1,100円
要介護 3	1,208円
要介護 4	1,316円
要介護 5	1,424円

※食費、日常生活費は別途負担となります

にんちしょうたいおうがたきょうどうせいかつかいご 認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護)

【グループホーム】

認知症の高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【2ユニットの事業所の場合】

要支援 2	748円
要介護 1	752円
要介護 2	787円
要介護 3	811円
要介護 4	827円
要介護 5	844円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります

※要支援1の方は利用できません

しくみと加入者

納め方
保険料の決め方

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

福祉用具等

費用の支払い

介護保険の医療費控除

介護保険制度以外のサービス

事業所一覧

住み慣れた地域で受けるサービス 地域密着型サービスの種類と費用のめやす

※自己負担の目安は、制度改正等により変更になることがあります。

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービス

しょうき ぼたきのうがたきよたくかいご
小規模多機能型居宅介護
かいご よほうしょうき ぼたきのうがたきよたくかいご
(介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスを柔軟に受けられます。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす
【事業所と同一の建物に居住していない場合】

要支援 1	3,438円
要支援 2	6,948円
要介護 1	10,423円
要介護 2	15,318円
要介護 3	22,283円
要介護 4	24,593円
要介護 5	27,117円

※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります

かんごしょうき ぼたきのうがたきよたくかいご
看護小規模多機能型居宅介護
【複合型サービス】

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスを柔軟に受けられます。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす
【事業所と同一の建物に居住していない場合】

要介護 1	12,438円
要介護 2	17,403円
要介護 3	24,464円
要介護 4	27,747円
要介護 5	31,386円

※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります
※要支援の方は利用できません。

地域の小規模な施設に移り住んで受ける介護サービス

ちいきみつちやくがた かいご ろうじんふくし しせつにゅうしょしゃせいかつかいご
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 3	722円	722円	803円
要介護 4	792円	792円	874円
要介護 5	860円	860円	942円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。



小規模な施設の通所介護サービス

ちいきみつちやくがたつうしょかいご
地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす【7～8時間未満の利用の場合】

要介護 1	750円
要介護 2	887円
要介護 3	1,028円
要介護 4	1,168円
要介護 5	1,308円

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※要支援の方は利用できません。

住み慣れた地域で受けるサービス 総合事業 で利用できるサービス

介護予防・生活支援サービス事業

対象者

- ①要支援1・2の認定を受けた方
- ②基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方

サービス内容

●訪問型サービス

- ①介護予防型訪問サービス
入浴介助が必要な方や、認知機能の低下または退院直後で専門的なサービスが必要な方へホームヘルパーが訪問し、生活上の支援を行います。
- ②家事援助型訪問サービス
身体介護を伴わない、調理や買い物の援助を行います。
- ③移動支援型訪問サービス
通院する際の送迎・乗降介助を行います。



●通所型サービス

- ①介護予防型通所サービス
通所介護施設で入浴介助と生活機能の向上のためのリハビリを提供します。
- ②閉じこもり予防型通所サービス
閉じこもりや認知症予防等を目的としたレクリエーション、体操等を実施します。

一般介護予防事業

対象者

65歳以上のすべての高齢者

サービス内容

- いきいき100歳体操(実施町はP.22～23を参照。事業詳細はP.32を参照)
各町の公民館などを利用して、軽い重りを使った運動を行います。
- 健康貯筋くらぶ(事業詳細はP.32参照)
体操や健康講話、レクリエーション等を行う介護予防教室です。



しくみと加入者
納め方
サービス利用の手順
サービスの種類と費用
福祉用具等
費用の支払い
介護保険の医療費控除
介護保険制度以外のサービス
事業所一覧

◆いきいき 100 歳体操 実施町一覧

お問い合わせ 小野市地域包括支援センター TEL.63-2174

※実施曜日は変更となることがあります。

(2021年6月現在)

NO.	町名	実施場所	実施曜日
1	河合西町	河合西町公民館	木
2	天神東ヶ丘	天神東ヶ丘公民館	月
3	高山町	高山町公民館	月
4	神明分譲	神明分譲地ふれあい会館	木
5	小野平	小野平集会所	木
6	葉多町	葉多町公民館	水
7	小田上町	小田上町公民館	金
8	東本町	東本町公民館	日
9	田園町	田園町公民館	水
10	本町一丁目	本町一丁目公民館	木
11	山田町	山田町公民館	月
12	西本町	西本町公民館	水
13	片山町	片山町講友会館	金
14	古川町	古川町公民館	月
15	復井町	復井会館	木
16	黍田町	黍田会館	金
17	高田町	高田町公民館	水
18	旭町	旭町公民館	水
19	神明町	神明町公民館	火
20	西山町	西山会館	日
21	久保木町	久保木町公民館	月
22	曽根町	曽根町公民館	月(※) ※第1・3週目
23	来住町交流会	来住町原公会堂	月
24	天神町	天神町公民館	木
25	天神ニュータウン	天神ニュータウン公民館	木
26	育ヶ丘町	育ヶ丘町自治会館	水
27	青野ヶ原町	青野ヶ原会館	月
28	コミセンいちば	コミセンいちば	水
29	昭和町	昭和会館	水
30	万勝寺町	万勝寺地区構造改善センター	土
31	池尻町	池尻町公会堂	火
32	三和町	三和町公民館	月(※) ※第2・4週目

NO.	町名	実施場所	実施曜日
33	南小田	南小田公民館	第1・3木曜日 第2・4金曜日
34	垂井町	垂井町公民館	金
35	下来住町二組	下来住町二組公民館	月(※) ※第2・4週目
36	枯山水の会	コミセンおの	毎月2回程度 不定期開催
37	中島町	中島町公民館	水
38	阿形町	阿形町公民館	月
39	西脇町	西脇町公民館	木(※) ※第2・4週目
40	大開町	大開地区構造改善センター	水
41	大島町中	大島町中集会所	火
42	浄谷団地第一自治会	田中家	火
43	丸山町	丸山町公民館	月(※) ※第2・4週目
44	中町新田団地	中町新田団地集会所	水(※) ※感染防止のため2部制
45	河合中町	河合中公民館	木
46	鹿野町	鹿野町公民館	月
47	榊町	榊町公民館	月
48	北丘町	北丘町公民館	水
49	中番町	中番町公民館	月
50	広渡町	広渡町公民館	水
51	下大部町	下大部町公民館	木
52	喜多町	喜多町公民館	金
53	栗生町島	島公会堂	木
54	大島町東	大島町東公民館	月
55	本町	本町会館	火
56	浄谷町	浄谷町公民館	水
57	下来住町山寄	山寄公民館	水(※) ※第2・4週目
58	小田下町	小田下町公民館	水
59	新部町	大寺公民館	木(※) ※第2・4週目
60	菅田町	菅田町公民館	月
61	上新町	上新町公民館	土
62	王子町	王子町公民館	水
63	長尾町	長尾町公民館	水
64	住永町	住永町公民館	月
65	市場町	市場町公民館	不定期

しくみと加入者

納め方
保険料の決め方

手続
サービス利用の手順

サービスの種類と費用

福祉用具等

費用の支払い

介護保険の医療費控除

介護保険制度以外のサービス

事業所一覧

生活環境を整えるサービス

自立した生活をするための福祉用具をかりる

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の13種類が貸し出しの対象となります。
原則、要支援1・2の方、要介護1の方は、①～④のみ利用できます。
⑬は、要介護4・5の方のみ利用できます。



月々の利用限度額の範囲内で、
実際にかかった費用の1～3割
を自己負担します。

要介護4・5の方が利用できる福祉用具

要介護2・3の方が利用できる福祉用具

要支援1・2、要介護1の方が利用できる福祉用具

- ① 手すり(工事をとまなわないもの)
- ② スロープ(工事をとまなわないもの)
- ③ 歩行器
- ④ 歩行補助つえ(松葉づえ、多点つえ等)
- ⑤ 車いす
- ⑥ 車いす付属品(クッション、電動補助装置等)
- ⑦ 特殊寝台
- ⑧ 特殊寝台付属品(サイドレール、マットレス、スライディングボード、入浴用でない介助用ベルト等)
- ⑨ 床ずれ防止用具
- ⑩ 体位変換器(起き上がり補助装置を含む)
- ⑪ 認知症老人徘徊感知機器(離床センサーを含む)
- ⑫ 移動用リフト(立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む)



⑬ 自動排せつ処理装置(尿のみを自動的に吸引できるものは要支援1・2の方、要介護1～3の方も利用できます)

適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者に相談しましょう。
・商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
・事業者には下記①、②が義務付けられています。
① 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。
② 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。

トイレ、入浴関連の福祉用具を買う

特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

支給の対象は、次の5種類です。

- 腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
 - 特殊尿器(自動排せつ処理装置の交換部品)
 - 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
 - 簡易浴槽
 - 移動用リフトのつり具の部分
- ※費用はいったん全額支払っていただくことになります
※購入費の支給を受けるには申請が必要です。購入後、所定の申請書に「領収書」と「商品カタログの写し」を添付して申請してください
※県の指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください



年間10万円までが限度で、その1～3割が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

より安全な生活が送れるように住宅をリフォームする

居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく工事費の上限20万円まで住宅改修費が支給されます。
(自己負担1～3割)

● 工事に前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市区町村の窓口にご相談しましょう



◎介護保険の対象となる工事

- 手すりの取り付け
- 段差や傾斜の解消(付帯する工事として転落防止柵の設置)
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
- 和式から洋式への便器の取り替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります

◎手続きの流れ【償還払い(後から払い戻される)の場合】



利用限度額 / 20万円まで(原則1回限り)

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます
※引越した場合は要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます
※本人や家族などがリフォームを行ったときには、材料の購入費のみが対象となります

しくみと加入者

保険料の決め方

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

福祉用具等

費用の支払い

介護保険の医療費控除

介護保険制度以外のサービス

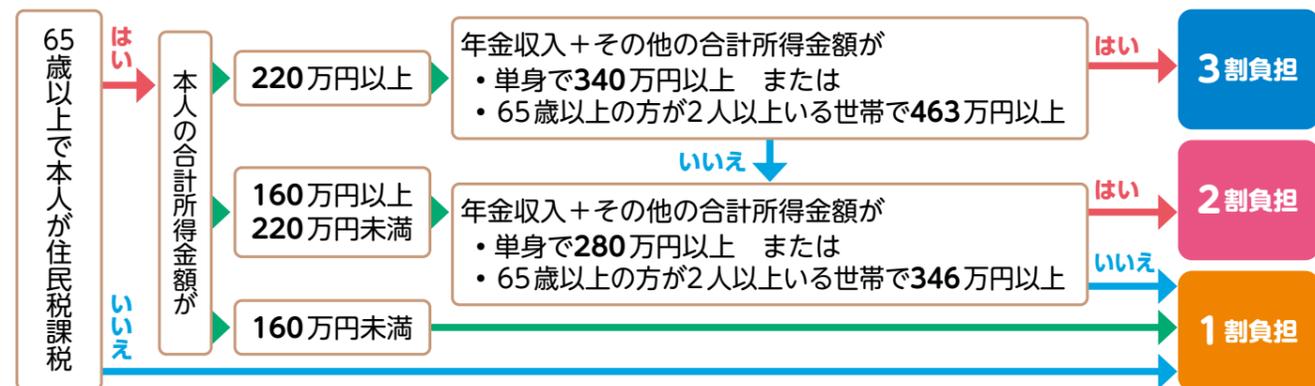
事業所一覧

自己負担限度額と負担の軽減

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い方には負担を軽減するしくみもあります。

■介護保険サービスの自己負担割合と判定基準

介護保険サービスの自己負担割合は、所得の状況などによって、1割、2割、3割のいずれかになります。



※40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

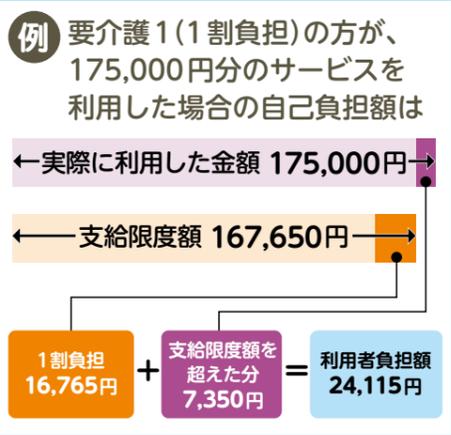
●介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できます

介護保険サービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに1カ月に1～3割負担で利用できる金額に上限(支給限度額)が設けられています(下表)。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

■介護保険サービスの支給限度額(1カ月)のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

○上記金額は、標準地域の金額です。実際の支給限度額は、住んでいる地域や利用したサービスにより異なります。



■支給限度額に含まれないサービス

- 特定福祉用具購入
- 居宅介護住宅改修
- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型、短期利用を除く)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
- 認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 介護保険施設に入所して利用するサービス
- ※介護予防サービスについても同様です。

●施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1～3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

$$\text{施設サービス費の1～3割} + \text{居住費(滞在費)} + \text{食費} + \text{日常生活費(理美容代など)} = \text{自己負担}$$

施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

		居住費(滞在費)		食費	
従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	令和3年7月まで	令和3年8月から
1,668円(1,171円)	377円(855円)	2,006円	1,668円	1,392円	1,445円

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

●所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

●給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。

変更ポイント 対象者の要件、食費の限度額を変更。(令和3年8月から)

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

令和3年7月まで

利用者負担段階	所得の状況 ^{*1}	預貯金等の資産 ^{*2} の状況	居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円(320円)	0円	820円	490円	300円
2	世帯全員が住民税非課税 高齢福祉年金受給者の方 前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方		490円(420円)	370円	820円	490円	390円
3	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超の方		1,310円(820円)	370円	1,310円	1,310円	650円

令和3年8月から

利用者負担段階	所得の状況 ^{*1}	預貯金等の資産 ^{*2} の状況	居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円(320円)	0円	820円	490円	300円
2	世帯全員が住民税非課税 高齢福祉年金受給者の方 前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方		490円(420円)	370円	820円	490円	390円 [600円]
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方		1,310円(820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 [1,000円]
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円(820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円 [1,300円]

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

[]内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む)。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外)の所得も判断材料とします。

※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

*第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

不正があった場合には、ペナルティ(加算金)を設けます。

しくみと加入者
納め方
サービスの利用の手順
サービスの種類と費用
サービスの種類と費用
福祉用具等
費用の支払い
介護保険の医療費控除
介護保険制度以外のサービス
事業所一覧

介護サービス費の自己負担と費用の支払い

●自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1～3割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。
- 施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません。

自己負担の限度額(月額)

令和3年7月まで

区分	限度額
現役並み所得相当の方 (年収約383万円以上)	44,400円(世帯)
住民税課税世帯の方	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・高齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額 +課税年金収入額が 80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者の方等	15,000円(個人)

令和3年8月から

区分	限度額
年収約1,160万円以上の方	140,100円(世帯)
年収約770万円以上 1,160万円未満の方	93,000円(世帯)
年収約383万円以上 770万円未満の方	44,400円(世帯)
上記以外の住民税課税世帯の方	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・高齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額+課税年 金収入額が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者の方等	15,000円(個人)

変更
ポイント

「現役並み所得相当」である方の区分を細分化し、新たな限度額を設定。(令和3年8月から)

●介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。(高額医療・高額介護合算制度)

- 給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 自己負担限度額を超える額が500円以下の場合には支給されません。

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額:毎年8月1日から翌年7月31日まで)

70歳未満の方

区分	限度額
901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

区分	限度額
課税所得 690万円以上	212万円
380万円以上690万円未満	141万円
145万円以上380万円未満	67万円
一般(住民税課税世帯の方)	56万円
低所得者(住民税非課税世帯の方)	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方(年金収入のみの場合80万円以下の方)	19万円

●低所得の障がい者の方のための負担軽減

一定の要件を満たした方が障がい福祉サービスに相当するサービスを介護保険で利用する場合、償還払いにより、利用者負担分が軽減されます。

- 【要件】
- ① 介護保険サービスに相当する障がい福祉サービス(居宅介護、生活介護等)に係る支給決定を65歳に達する前に5年間引き続き受けていた方
 - ② 障がい福祉サービスに相当する介護保険サービス(訪問介護、通所介護等)を利用する方
 - ③ 障害支援区分2以上であった方
 - ④ 市区町村民税非課税者または生活保護世帯の方
 - ⑤ 65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていない方

事業者を選ぶために…

介護保険は「利用者本位」が原則。利用者の意思が最も尊重されますので、自分なりに情報を集めることも大切です。

すべてのサービス提供事業者・施設には、決められた項目にそった情報を公開することが義務付けられています。厚生労働省「介護サービス情報公表システム(<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>)」から閲覧できますので、インターネットが使える方は、参考にしてください。

また、デイサービスセンターなどの施設を比較・検討するなら、実際に見学や体験利用をしてみることをお勧めします。職員の対応や食事の内容などをよくチェックしてみましょう。



しくみと加入者

保険料の決め方

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

福祉用具等

費用の支払い

介護保険の医療費控除

介護保険制度以外のサービス

事業所一覧

介護保険の医療費控除

介護保険を利用して支払った費用の一部は医療費控除の対象になります

介護保険制度のもとで提供される施設・居宅サービス等の対価についての「医療費控除」の取り扱いは次のとおりとなります。

高額介護サービス費などの支給を受けた場合は、これを差し引いた金額が対象となります。また、医療費控除には、領収書が必要です。領収書は介護サービス事業者が発行いたします。

【施設サービスの対価】

① 医療費控除の対象となるサービスを行う施設名	② サービスの対価のうち医療費控除の対象となるもの	③ サービスの対価のうち医療費控除の対象とならないもの
介護老人福祉施設 指定地域密着型介護老人福祉施設	施設サービスの対価(介護費、食費及び居住費)として支払った額の2分の1に相当する金額	●日常生活費 ●特別なサービス費用
介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院	施設サービスの対価(介護費、食費及び居住費)として支払った額	

【居宅サービス等の対価】

① サービスの対価が医療費控除の対象となる居宅サービス等	② ①の居宅サービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となる居宅サービス等	③ 医療費控除の対象とならない居宅サービス等
<ul style="list-style-type: none"> ●(介護予防)訪問看護 ●(介護予防)訪問リハビリテーション ●(介護予防)居宅療養管理指導 ●(介護予防)通所リハビリテーション ●(介護予防)短期入所療養介護 ●定期巡回・随時対応型訪問看護看護(一体型事業所で訪問看護を利用する場合) ●複合型サービス(医療系サービスを含む組み合わせにより提供されるもの(生活援助中心型訪問介護の部分を除く)) 	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問介護(生活援助中心型を除く) ●夜間対応型訪問介護 ●介護予防訪問介護 ●(介護予防)訪問入浴介護 ●(介護予防)通所介護 ●地域密着型通所介護 ●(介護予防)認知症対応型通所介護 ●(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ●(介護予防)短期入所生活介護 ●定期巡回・随時対応型訪問看護看護(一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所の場合) ●複合型サービス(①の居宅サービスを含まない組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く)) ●地域支援事業の訪問型サービス(生活援助中心のサービスを除く) ●地域支援事業の通所型サービス(生活援助中心のサービスを除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問介護(生活援助中心型) ●(介護予防)認知症対応型共同生活介護 ●特定施設入居者生活介護 ●(介護予防)地域密着型特定施設入居者生活介護 ●複合型サービス(生活援助中心型の訪問介護の部分) ●地域支援事業の訪問型サービス(生活援助中心のサービスに限る) ●地域支援事業の通所型サービス(生活援助中心のサービスに限る) ●地域支援事業の生活支援サービス

おむつにかかる費用も医療費控除の対象になります

寝たきりの高齢者が入院などの際に要したおむつ代が医療費控除の対象として認められます。

①初めておむつ代の医療費控除を受ける方

医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。高齢介護課に様式があります。

②おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降である方

「おむつにかかる費用の医療費控除に用いる証明書」にて控除の対象となります。ただし、介護保険の要介護認定についての主治医意見書の内容を見て、寝たきり状態にあることと、尿失禁の可能性があることが条件です。高齢介護課で確認して発行しますので、事前にご確認ください。

※条件に該当しなかった場合は上記①のように「おむつ使用証明書」による控除となります

介護保険制度以外のサービス

小野市地域包括支援センターのサービス

お問い合わせ

小野市王子町801
(社会福祉協議会内)
【TEL】63-2174
【FAX】63-5191

◎総合相談

社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等の専門職が相談を受けます。

【内 容】 介護予防に取り組みたい
介護サービスの利用方法について
認知症(若年性を含む)に関する相談
成年後見制度を利用したい
介護離職のお悩み等

【対象者】 65歳以上の方又はその親族、関係者等

【実施日】 月～金曜日 8時45分～17時15分

【相談方法】 電話・面接・訪問

【利用料】 無料



◎出前教室

地域で認知症や成年後見制度についての講話を行います。

【内 容】 ①認知症サポーター養成講座(1時間～1時間30分)
②成年後見制度(1時間)
※①又は②のどちらか1つを選択してください。

【対象者】 市民、民間企業、団体等(10名以上)

【開催日】 平日 ※時間についてはご相談ください。

【講師】 地域包括支援センター職員又は認知症キャラバンメイト

【受講料】 無料

【申込方法】 開催希望日の1か月前までに地域包括支援センターへご連絡ください。

※認知症サポーター養成講座を受講後、希望者には、さらにステップアップ研修や地域活動に参加できるチームオレンジに登録することができます。



しくみと加入者

納め方
保険料の決め方

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

福祉用具等

費用の支払い

介護保険の医療費控除

介護保険制度以外のサービス

事業所一覧

介護保険制度以外のサービス

お問い合わせ

小野市地域包括支援センター
小野市王子町801(社会福祉協議会内)
【TEL】63-2174
【FAX】63-5191

◎脳トレテキスト配布

“脳の活性化”を図り、認知症予防をしましょう。

- 【対象者】65歳以上
- 【種類】「単純スピード計算」「音読繰り返し」「漢字繰り返し」
※3種類の中から1種類を1冊配布
- 【利用料】無料



◎介護予防体操(おの楽しく体操) DVDレンタル&販売

身体をほぐして筋力トレーニングをしながら、柔軟性を高め、骨盤や背骨の動きを改善して姿勢を良くするための体操です。

- 【対象者】市民
- 【内容】そろばん体操、床・椅子体操、お口の体操等 計約50分
- 【価格】500円(市内の方)、1,600円(市外の方)
レンタルは無料(貸出期間4週間)



◎いきいき100歳体操

全国的に広がっている筋力アップのための体操です。調整できる軽い重りを手首や足首につけて「準備体操」「筋力運動」「ストレッチ体操」を合わせた約30分間の体操です。

- 【対象者】65歳以上の方
- 【実施日、実施場所】詳細はP.22～P.23に掲載しています。
- 【利用料】無料

◎健康貯筋くらぶ

体操や健康講話、レクリエーション等を行う介護予防教室です。

- 【対象者】65歳以上の方(定員50名) 4月申込
- 【実施日】5月～翌年3月(計11回)
第3金曜日13時30分～15時30分 ※5月のみ第4金曜日
- 【利用料】無料



認知症を正しく知りましょう

もの忘れと認知症の違いとは？

もの忘れ	軽度認知症 MCI	認知症
<ul style="list-style-type: none"> ・すぐには進行しない ・もの忘れを自覚している ・体験したことの一部を忘れる ・日常生活にとくに支障はない ・記憶力が低下 	<ul style="list-style-type: none"> ・もの忘れを自覚している ・客観的に記憶障害がある ・日常生活能力は自立 ・全般的な認知機能は正常 ・認知症は認めない 	<ul style="list-style-type: none"> ・進行する ・もの忘れを自覚しない ・記憶力と共に時間感や判断力も低下 ・日常生活に支障がでる ・体験したこと自体を忘れる

認知症ってどんな病気？

最も多い認知症は、

- ①アルツハイマー型認知症 ②脳血管性認知症の2種類があります。

アルツハイマー型	脳血管性認知症
脳が全体的に委縮し脳機能が低下します。脳内のたんぱく質異常が原因の一つとされていますが、はっきりとした原因はわかっていません。	脳の血管がつまったり(脳梗塞)、破れたり(脳出血)することで発症します。

他にも、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症などがあります。

また、認知症でなくても、うつ病、水頭症など、認知症のような症状が出る病気もあります。専門の医療機関で、CTスキャン、MRIなどの検査が出来ます。

どんな症状がでるの？

中核症状(脳の障害が原因で起こる症状)

- 新しい記憶から薄れて行きます
- 時間や場所がわからなくなります
- 判断力、理解力、思考力などが低下していきます

周辺症状(心理的な原因などから起こる症状)

- 徘徊 ●妄想 ●不安 ●幻覚



しくみと加入者

保険料の決め方・納め方

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

福祉用具等

費用の支払い

介護保険の医療費控除

介護保険制度以外のサービス

事業所一覧

若年性認知症とは？

高齢者だけの病気ではなく、若くても発症することがあり、65歳未満で発症する場合、若年性認知症と呼びます。若年性認知症は、50歳代での発症が多く、働き盛りで、経済的に一家の中心であり、また子供も成人していない場合が多いのが特徴です。

【相談窓口】ひょうご若年性認知症支援センター

TEL.078-242-0601（月～金：9:00～12:00・13:00～16:00）※年末年始・祝日を除く

このようなサインを見逃さないで！ 認知症の可能性がります

- 日常生活の場面で
 - 大事な約束を忘れる
 - 忘れ物が多くなる
 - 金銭管理が出来なくなる
 - 同じ料理ばかり作るようになる
 - 味付けが変わる
 - 同じものを買う
 - 趣味をしなくなる
 - 人前に出ることを嫌がる
 - 怒りっぽくなる
 - 性格が変わったように感じる
- 仕事の場面で
 - スケジュール管理が適切にできない
 - 仕事で失敗をする
 - 複数の作業を同時並行で行えない
- 体調
 - 頭痛、めまいがする
 - イライラする
 - 意欲が出ない
 - 考えがまとまらない

早期受診・早期診断が重要です。 ～1人で抱え込まないでまず相談を～

認知症と通常に加齢に伴うもの忘れの間のグレーゾーンとしてMCI（軽度認知症）という状態があります。この時点で早期に発見することが大切です。

自分が認知症になると想像して、認知症に備えることが最も重要です。

- まずは、かかりつけ医にご相談ください。※次のページをご覧ください。
- また専門的な診断が必要な場合、かかりつけ医より専門の医療機関に、鑑別診断の依頼を行います。

診察するときに、次のような相談内容を事前に準備ください。

- ①いつ頃から気になりだしたのか？
- ②どんなことが気になっているのか？
- ③いつもと違う、おかしいと思うことは何か？

「認知症かな？」と気になる方は、 かかりつけ医などの身近な医療機関にご相談ください

日頃から診察を受けている「かかりつけ医」（かかりつけの医療機関）、もしくは下記の医療機関にご相談ください。症状に応じて必要な専門医療機関にご紹介することもあります。

◆北播磨総合医療センター

所在地 市場町 926-250 **電話番号** 0794-88-8800（代）
もの忘れ外来 毎週火曜日 9:00～16:00（担当）精神科医
 ※予約が必要であるため、事前にお問い合わせください

◆栄宏会小野病院

所在地 天神町 973 **電話番号** 0794-62-9900（代）
もの忘れ外来 毎週木曜日 9:00～12:00・14:00～16:00（担当）神経内科医
 ※予約が必要であるため、事前にお問い合わせください

◆兵庫あおの病院

所在地 市場町 926-453 **電話番号** 0794-62-5533（代）
もの忘れ外来 毎週水曜日 8:30～11:00（担当）脳神経内科医
 ※予約可

認知症疾患医療センターは西脇市立西脇病院です

「認知症疾患医療センター」では、保健、医療、介護機関等との連携を図りながら、認知症疾患における鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談を実施しています。

相談窓口 当センター（西脇市立西脇病院 1階 地域医療連携室内）
電話受付 月曜日～金曜日（祝日を除く）9:00～12:00・13:00～16:00
電話番号 0795-25-2006（直通）

【認知症ケアネットガイドブック】

「認知症ケアネットガイドブック」は、認知症の症状に応じ、いつ、どこで、どのようなサービスを利用できるかわかりやすくまとめたものです。
 「認知症ケアネットガイドブック」は小野市地域包括支援センターでお受け取りいただけます。お気軽にお申しつけください。

小野市地域包括支援センター

王子町 801（社会福祉協議会内） TEL.0794-63-2174



しくみと加入者
 納め方
 サービス利用の手順
 サービスの種類と費用
 福祉用具等
 費用の支払い
 介護保険の医療費控除
 介護保険制度以外のサービス
 事業所一覧

介護保険制度以外のサービス

◆絆カフェ

絆カフェとは？

お子様からご高齢の方まで、地域の人々や医療・福祉の専門職の人が、おしゃべりしながら気軽に利用できる「集いの場」です。また、認知症（若年性認知症含む）など介護の相談や家族同士の情報交換もできます。利用をご希望の方は、お気軽にお問い合わせください。



名称	開催場所	住所	問い合わせ先	開催日/時間
地域交流カフェ～結～ゆい	小規模多機能居宅介護 さわらびの郷	西本町 572	63-5101	第2・4水曜 13時半～15時
絆カフェ	栄宏会小野病院	天神町 973番	62-1803	第1・3木曜 14時～16時
ふれあいおうか	介護老人福祉施設 粟生逢花苑	粟生町 3610-1	65-2800	第2・4日曜 10時～12時
元気・生きがいステーションおだの里	NPO 法人輝きクラブ おだの里	小田町 429-11	62-1515	第4土曜 13時半～15時半
クラブ・オパール	介護老人保健施設 オパール	復井町 916-1	66-0951	第1・4土曜 8時半～10時
ふたばカフェ	介護老人福祉施設 ふたばの里	二葉町 80番 123	70-0200	第2・4木曜 14時～16時
こみなみカフェ	株式会社こみなみ デイサービスセンター	市場町 255	62-1515	第2・4月曜 14時～16時
絆カフェ グッドタイムリビング小野	グッドタイムリビング 小野	黒川町 126-1	64-6500	第3水曜 14時～16時
楓カフェ	介護老人保健施設 薫楓苑	復井町 1741	66-2020	第2・3水曜 13時～15時

※上記の内容につきましては、変更している場合がありますので、事前にお問い合わせください。

介護保険以外のサービス

お問い合わせ

高齢介護課 長寿社会係

【TEL】63-1060 【FAX】64-2735

◎緊急通報装置の設置

緊急通報装置を貸し出し、緊急時にコールセンターから協力員等へ連絡することで速やかな援助につなげます。

- 【対象者】 固定電話回線があり、緊急時に駆け付けられる協力員が3名いる次のいずれかの世帯
- ①おむね65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯で①介護保険認定「要支援」以上の方がいる世帯又は、②要介護・要支援認定非該当又は未認定の世帯で、所定の病気がある方がいる世帯
 - ②身体障害者のみの世帯に属する身体障害者

【費用負担】 自己負担なし。ただし、固定電話回線の基本使用料、通話料は利用者負担。



◎住宅改造費の助成

要介護・要支援認定を受けた方または、障がい者の方が本人の身体状況に応じて、必要な住宅の改造をする際に、その費用の一部を助成します。

- 【対象者】 ・身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けた方、または介護保険の要介護・要支援の判定を受けた方がいる世帯のうち、以下の所得制限に当てはまる世帯（所得制限）
- ・生計中心者が給与収入のみの場合、前年分の給与収入が800万円以下
 - ・生計中心者が給与収入のみ以外の場合、前年分の所得が600万円以下

◎家族介護慰労金の支給

要介護4・5の高齢者の方を在宅で介護されている方に支給します。

- 【対象者】 65歳以上で要介護4・5であり、過去1年間介護保険法第40条に規定する介護給付（ただし、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を合わせて7日以内の利用をした場合を除く。）を受けていない高齢者の方を、在宅介護している市民税非課税世帯

【支給額】 在宅高齢者1人につき年額10万円

介護保険制度以外のサービス

お問い合わせ

高齢介護課 長寿社会係

【TEL】63-1060【FAX】64-2735

◎在宅高齢者介護手当の支給

要介護4・5の認知症高齢者の方を在宅で介護されている方に支給します。

- 【対象者】65歳以上で要介護4・5の認知症高齢者の方を、在宅介護している市民税非課税世帯
- 【支給額】毎年2月からの1年間を基準として、在宅高齢者1人につき年額12万円。(しかし認定申請のあった年は月割り計算して支給するなど年額支給しない場合あり。詳細についてはお問い合わせください。)



◎介護用品の支給

寝たきり高齢者を在宅で介護されている方に紙おむつ等を支給します。

- 【対象者】要介護4・5の寝たきり高齢者を在宅介護している市民税非課税世帯

◎要援護高齢者日常生活用具の給付

介護保険制度の福祉用具貸与・購入の対象とならない日常生活用具（電磁調理器、火災警報器、住宅用消火器）を給付します。

- 【対象者】おおむね65歳以上の低所得のひとり暮らし高齢者等



◎養護老人ホームへの入所手続き

市で調査や審査を行い、入所が適当と判断されれば、施設に長期入所することにより、自立生活を支援します。

- 【対象者】介護保険サービス等あらゆる手段を用いても、環境上の理由及び経済的理由等により在宅生活が困難な一人暮らし高齢者等
※入院加療を要する病態の場合は入所不可。
- 【入所費用】所得に応じた負担金額を毎月支払う

◎もの忘れ検診

認知症疑いの有無を診るための基本検診及び認知機能検査費用を助成します。

- 【対象者】年度内に65歳以上になる方で過去に認知症と診断されたことがない方
- 【費用負担】自己負担なし。ただし、その他の検査(CT検査等)や診察、精密検査が必要な場合の診療情報提供書(紹介状)の作成にかかる費用は対象外です。

小野市社会福祉協議会のサービス

お問い合わせ

小野市王子町801

【TEL】63-2575

【FAX】63-5191

◎給食サービス事業

栄養士の指導のもとボランティアにより調理された給食をボランティアにより配送し、高齢者の健康増進とふれあいを深めます。

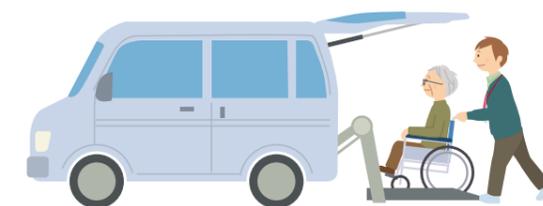
- 【対象者】おおむね75歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦、障がい者等
- 【実施日】毎週火曜日又は金曜日(第5週を除く)の昼食
※祝日、年末年始を除く
- 【利用料】1食200円
- 【その他】安否確認を目的としていますので、手渡しでの受け取りになります。利用するには訪問調査が必要です。



◎移送サービス事業

車椅子利用のため外出が困難で、通院等に既存の交通手段を利用しにくい方へボランティアによりリフト付車で移送サービスを提供します。

- 【対象者】車椅子を利用するおおむね65歳以上の高齢者、身体障がい者(児)等
- 【実施日】月曜日～金曜日 9時～16時
※祝日、年末年始を除く
- 【送迎先】北播磨地域内
※買い物等で利用することはできません。
- 【年会費】500円(移送サービス利用者保険加入費)
- 【利用料】小野市内 往復500円(片道250円)
小野市外 往復700円(片道350円)
- 【その他】運転者は、ボランティアのため、身体介助は行いません。原則、同乗者が必要です。急病等での利用はできません。利用するには訪問調査が必要です。



◎在宅福祉機器貸出事業

在宅生活を快適にするとともに、介護者の身体的な負担の軽減のために車イスの一時貸し出しを行います。

- 【対象者】日常生活に支障のある高齢者、身体障がい者(児)等
《介護保険制度での利用可能な方を除く》
- 【利用料】無料
- 【貸出期間】最大3か月
※3か月を超える場合は要相談。



しくみと加入者

納め方
保険料の決め方

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

福祉用具等

費用の支払い

介護保険の医療費控除

介護保険制度以外のサービス

事業所一覧

介護保険制度以外のサービス

お問い合わせ

小野市社会福祉協議会
小野市王子町801

【TEL】 63-2575 【FAX】 63-5191

◎日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が不十分な方が自立した生活を送れるように福祉サービスの利用援助を行います。

- 【対象者】 在宅で生活されている判断能力に不安のある高齢者や障がい者などの方で、本人の利用意思が確認できる方。同居の方も利用可能です。
- 【実施日】 月曜日～金曜日 ※祝日、年末年始を除く
- 【内容】 ①福祉サービスを利用するためのお手伝い。
・日常生活に必要な各種支払い手続き
・支払いにともなう預貯金口座のお金の払い戻しと預け入れの手続き
・郵便物の確認 等
- ②生活に必要なお金の管理のお手伝い。
・生活に必要な預金の払い出し
・公共料金等の支払い 等
- ③通帳、印鑑等のお預かり。
・通帳(日常生活費程度として50万円までのもの)
・金融機関の届出印 等
- ④公的書類等のお預かり。
・年金証書
・年金手帳 等

【利用料】 1時間 1,000円<<生活保護受給者は無料>>

【その他】 利用するには契約が必要です。申請から利用開始まで1か月程度かかります。

◎心配ごと相談

日々の暮らしの悩みや心配ごとを気軽に相談できる窓口です。相談員がていねいに話を聞き、必要に応じて専門機関を紹介します。秘密は厳守します。

【相談員】 民生児童委員、主任児童委員による「心配ごと相談員」

【実施日】 毎週火曜日 10時～12時 ※祝日、年末年始を除く

【相談料】 無料

◎訪問理美容サービス事業

寝たきり等で外出が困難な高齢者や障がいがある方の自宅へ理美容師を派遣し、理美容サービス(カットのみ)を提供します。

【対象者】 おおむね65歳以上の寝たきり等で外出が困難な高齢者、障がい者(児)等

【実施日】 月曜日～金曜日 9時～16時 ※祝日、年末年始を除く

【利用料】 2,000円(寝たきり高齢者、障がい者(児))年間4回まで
3,500円(寝たきり以外で外出が困難な高齢者、障がい者(児))

【その他】 利用するには訪問調査が必要です。サービスを受ける時は介助者の付き添いが要ります。



◎おの介護ファミリーサポートセンター事業

援助を依頼する人(依頼会員)と援助をする人(協力会員)が会員となって、地域での生活を支援する相互援助活動です。高齢者に対する簡易で、補助的なボランティア活動を行います。

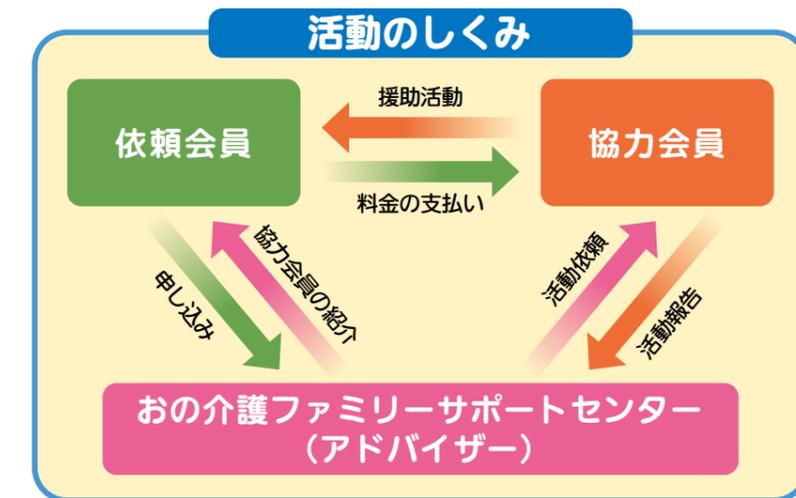
【対象者】 65歳以上で援助の必要な方及び40～64歳の要介護認定者

【実施日】 月曜日～金曜日 8時～17時
※祝日、年末年始を除く

【内容】 掃除、買物、調理、話し相手、外出時の付添い 等
※外出時の付添いは、バス・タクシーの利用になります。

【利用料】 1時間600円

【その他】 利用するには訪問調査が必要です。



◎移動支援型訪問サービス「おのりんカー」

運転ボランティアがマイカーで通院のお手伝いをします。日中同居者不在で通院にお困りの方もご相談ください。

【対象者】 要支援1、2または、事業対象者で通院が困難な方。加えて、次のいずれかに該当される方
・同居者全員が免許不所持または、返納している
・日中就労等により運転できる者がいない

【実施日】 月曜日～金曜日 8時～17時
※祝日、年末年始を除く

【送迎先】 小野市内の医療機関

※特別な理由がある場合、利用者宅から10km圏内にある北播磨圏域の医療機関への送迎可

【利用料】 往復 1,200円
片道利用は600円(往路のみ可)
医療機関で付き添いが必要な方は、1時間につき600円が加算

【その他】 利用するには訪問調査が必要です。
急病等での利用はできません。

しくみと加入者
保険料の決め方
サービス利用の手順
サービスの種類と費用
福祉用具等
費用の支払い
介護保険の医療費控除
介護保険制度以外のサービス
事業所一覧

介護保険制度以外のサービス

お問い合わせ

小野市社会福祉協議会
小野市王子町801
【TEL】 63-2575
【FAX】 63-5191

◎小野市くすの木会（介護者家族会）

介護が必要な方を抱える家族が、介護の悩みや心配ごとを話し合う会です。ひとりで抱え込んでいませんか？同じ立場だからこそわかることがあります。一緒にリフレッシュしましょう。

【年会費】 1,000円
【事務局】 小野市社会福祉協議会内

◎訪問看護サービス（介護保険外のサービス）

赤ちゃんからお年寄りまで、在宅で寝たきり又は寝たきりに準ずる状態にあり、訪問看護を必要とされる方に対し、かかりつけ医の指示に基づき、看護師等が定期的に訪問し、看護サービスを提供します。

医療保険からの訪問看護サービスの基本利用料

- 1) 医療保険適用の方 各保険法に基づく個人負担割合
- 2) 後期高齢者医療制度適用の方 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく個人負担割合
※次の方は無料です 生活保護法に基づく保護世帯

◎有償ホームヘルプサービス（介護保険外サービス）

<家事援助中心業務> 平日1時間につき 1,500円
<身体介護中心業務> 平日1時間につき 2,500円
【対象者】 おおむね65歳以上の日常生活に支障がある高齢者や身体障がい者等

配達・訪問サービス便利帳「よりそい」

内容

高齢者等外出が困難な方を対象としたサービスをまとめた情報誌です。お弁当、日用品、食料品、家電等の修理、生活支援、その他のサービスを高齢者等外出が困難な方々に配達、訪問してくれるお店が載っています。冊子をご希望の方は小野市社会福祉協議会までご連絡ください。



問い合わせ先

社会福祉法人 小野市社会福祉協議会
王子町 801 TEL. 63-2575 / FAX. 63-5191

加東健康福祉事務所 地域保健課・健康管理課 のサービス

お問い合わせ

加東市社字西柿1075-2
【TEL】 0795-42-9367（地域保健課）
【TEL】 0795-42-9436（健康管理課）
【TEL】 0795-42-9365（健康管理課・栄養）



◎保健指導

保健師が、療養生活上の相談に応じています。

【対象者】 精神、難病で療養されている方

◎こころのケア相談

精神科医師、保健師による心の健康に関する相談

【対象者】 眠れない、イライラする、不安が強い、アルコール問題、ひきこもりの問題、高齢者のこころの問題でお悩みの方

【実施日】 年12回 ※予約が必要です

【問い合わせ】 地域保健課

◎アルコール問題相談

精神保健福祉士、保健師による相談

【対象者】 お酒がやめられない、飲み始めると止まらない、お酒の量が増えたなどアルコールに関係した問題で悩んでおられる方

【実施日】 年4回 ※予約が必要です

【問い合わせ】 地域保健課

◎思春期・ひきこもり相談

臨床心理士、保健師による相談

【対象者】 人とうまくつきあえない、不安・ゆううつ等、思春期のこころの悩みをお持ちの方

【実施日】 年6回 ※予約が必要です

【問い合わせ】 地域保健課



◎特定医療費（指定難病） 公費負担制度

難病の中で定められた疾患について、医療費の一部を公費により負担する制度の申請を受け付けています。

【問い合わせ】 地域保健課

◎肝炎治療に係る医療費 公費助成制度

B型肝炎、C型肝炎の抗ウイルス治療に係る医療費の一部を公費により負担する制度の申請を受け付けています。

【問い合わせ】 地域保健課

◎HIV抗体（エイズ）・肝炎 ウイルス検査及び相談

【実施日】 原則毎月第1・3木曜日
【受付時間】 13時30分～14時10分

【問い合わせ】 健康管理課

※相談は他の日でも可能ですので、詳しいことは電話でおたずねください

◎専門栄養相談

管理栄養士による相談

【実施日】 原則毎月第1金曜日
【対象者】 難病患者、合併疾患等疾病者
【問い合わせ】 健康管理課 ※予約が必要です

しくみと加入者

納め方

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

福祉用具等

費用の支払い

介護保険の医療費控除

介護保険制度以外のサービス

事業所一覧

◆介護サービス提供事業所一覧 (令和3年6月1日)

施設の種類の	事業所名	所在地	TEL		
			FAX		
居宅介護支援	粟生逢花苑在宅介護支援センター	〒675-1358 粟生町 3610-1	65-2800	65-2801	
	小野市社会福祉協議会ケアプランステーション	〒675-1378 王子町 801	64-2861	62-0032	
	オパール居宅介護支援事業所	〒675-1352 復井町 916-1	65-2070	66-0952	
	オリーブ小野居宅介護支援事業所	〒675-1316 天神町 973	64-2550	64-2551	
	GTLケアプランセンター小野	〒675-1371 黒川町 126-1	64-9102	63-4113	
	さわらび居宅介護支援事業所	〒675-1375 西本町 572	62-0006	62-0058	
	居宅介護支援事業所シルバーランド	〒675-1377 葉多町 261-1	63-6624	63-6718	
	青山荘指定居宅介護支援事業所	〒675-1352 復井町 673-20	66-7305	66-7307	
	ふたばの里介護相談センター	〒675-1328 二葉町 80-123	70-0203	70-0220	
	居宅介護支援事業所 キリン堂	〒675-1332 中町 498-1	70-7170	70-7172	
	ケアマネステーションこみなみ	〒675-1316 天神町 1183-79	62-1111	62-1414	
	ケアプランセンタースマイルライフ	〒675-1335 片山町 1475-1	63-2700	63-2701	
	訪問介護 (ホームヘルパー)	粟生逢花苑ヘルパーステーション	〒675-1358 粟生町 3610-1	65-2800	65-2801
		小野市社会福祉協議会ヘルパーステーション	〒675-1378 王子町 801	64-2860	62-0032
GTLケアサービス小野		〒675-1371 黒川町 126-1	64-9102	63-4113	
JA兵庫みらい小野三木ケアセンター		〒675-1379 上本町 195-6	63-1505	64-8838	
ふたばの里ホームヘルプサービス		〒675-1328 二葉町 80-123	70-0205	70-0220	
小野市社会福祉協議会訪問看護ステーション		〒675-1378 王子町 801	70-0800	62-0032	
訪問看護	オリーブ小野訪問看護ステーション	〒675-1316 天神町 973	64-8100	64-2551	
	訪問看護ステーションスマイルライフ	〒675-1335 片山町 1475-1	63-2700	63-2701	
	のぞみ訪問看護ステーション	〒675-1378 王子町 1171	63-5082	63-6130	
	訪問看護ステーションこみなみ	〒675-1316 天神町 1183-79	62-2020	62-1414	

居宅サービス

施設の種類の	事業所名	所在地	TEL		
			FAX		
通所介護 (デイサービス)	粟生逢花苑デイサービス	〒675-1358 粟生町 3610-1	65-2800	65-2801	
	さわらびデイサービスセンター小野	〒675-1375 西本町 572	62-0006	62-0058	
	小野市デイサービスセンター	〒675-1352 復井町 673-20	66-7305	66-7307	
	ツクイ小野黒川	〒675-1371 黒川町 1708-1	64-2500	64-2501	
	デイサービス キリン堂	〒675-1378 王子町 25-1	63-9722	63-9723	
	デイサービス キリン堂中町	〒675-1332 中町 413-5	62-3700	62-2202	
	デイサービスセンターあったかい家 七宝	〒675-1334 大島町 570-4	63-8805	63-8873	
	ふたばの里デイサービスセンター	〒675-1328 二葉町 80-123	70-0202	70-0220	
	くつろぎの杜 デイサービスセンター	〒675-1327 市場町 926-462	62-1560	62-1570	
	通所リハビリ (デイケア) *医療みなし指定事業所は 含んでいません	オパール	〒675-1352 復井町 916-1	66-0951	66-0952
		薫楓苑	〒675-1352 復井町 1741	66-2020	66-2251
		シルバーランド	〒675-1377 葉多町 261-1	63-5628	63-8663
		復井診療所	〒675-1352 復井町 916-12	66-7318	66-3951
	福祉用具(購入・貸与)	福祉体験館	〒675-1353 河合中町 49-6	66-7331	65-0670
福祉用具(購入・貸与) 住宅改修工事	シニアハウスプラン	〒675-1355 新部町 1539-2	66-6222	66-6223	
短期入所生活介護 (ショートステイ)	粟生逢花苑	〒675-1358 粟生町 3610-1	65-2800	65-2801	
	特別養護老人ホーム なごみの杜	〒675-1316 天神町 973	62-0753	62-0754	
	青山荘	〒675-1352 復井町 673-20	66-7305	66-7307	
	ふたばの里 ショートステイサービス	〒675-1328 二葉町 80-123	70-0200	70-0220	
	くつろぎの杜 ショートステイ	〒675-1327 市場町 926-462	62-1560	62-1570	
	短期入所療養介護	オパール	〒675-1352 復井町 916-1	66-0951	66-0952
シルバーランド		〒675-1377 葉多町 261-1	63-5628	63-8663	
薫楓苑		〒675-1352 復井町 1741	66-2020	66-2251	

居宅サービス

しんくみと加入者

保険料の決め方
納め方

サービス利用の
手順

サービスの
種類と費用

福祉用具等

費用の支払い

介護保険の
医療費控除

介護保険制度以外
のサービス

事業所一覧

施設の種類	事業所名	所在地	TEL
			FAX
施設サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	特別養護老人ホーム 粟生逢花苑	〒675-1358 粟生町 3610-1 65-2800 65-2801
		特別養護老人ホーム なごみの杜	〒675-1316 天神町 973 62-0753 62-0754
		特別養護老人ホーム 青山荘	〒675-1352 復井町 673-20 66-7305 66-7307
		高齢者総合ケア福祉施設 ふたばの里	〒675-1328 二葉町 80-123 70-0200 70-0220
		特別養護老人ホーム くつろぎの杜	〒675-1327 市場町 926-462 62-1560 62-1570
		介護老人保健施設	オパール
シルバーランド	〒675-1377 葉多町 261-1 63-5628 63-8663		
薫楓苑	〒675-1352 復井町 1741 66-2020 66-2251		
地域密着型通所介護	鶴野接骨院リハビリデイサービス トナリノ	〒675-1374 本町1丁目 70-4 60-1096 60-1096	
	リハビリセンタースマイルライフ	〒675-1335 片山町 1475-1 63-2700 63-2701	
認知症対応型 通所介護	デイサービスセンターこもれび	〒675-1362 久保木町 1561-24 64-0155 64-0166	
	デイサービスセンターこみなみ	〒675-1327 市場町 255 62-1515 62-1165	
小規模多機能型 居宅介護	さわらびの郷	〒675-1375 西本町 572 63-5101 63-5102	
	ふなぎ	〒675-1306 船木町 7-3 67-0900 67-0667	
	小規模多機能まてんおの南	〒675-1327 市場町 1080-3 62-1886 62-1887	
	ゆとり庵鹿野	〒675-1364 鹿野町 2471-3 70-9090 70-9091	
看護小規模多機能型 居宅介護	看護小規模多機能こみなみの家	〒675-1316 天神町 1183-79 62-1111 62-1414	
	粟生逢花苑	〒675-1358 粟生町 3610-1 65-2800 65-2801	
定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	定期巡回こみなみ小野	〒675-1316 天神町 1183-79 62-3003 62-1414	
	グループホーム 銀荘	〒675-1377 葉多町 257-1 62-7835 62-7835	
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	グループホーム こもれび	〒675-1362 久保木町 1561-24 64-0155 64-0166	
	グループホーム ふたば	〒675-1328 二葉町 80-123 70-0201 70-0220	
	グループホームまてんおの南	〒675-1327 市場町 1080-3 62-1886 62-1887	
	グループホーム くつろぎの杜	〒675-1327 市場町 926-462 62-1560 62-1570	
	地域密着型 介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム ぬく森	〒675-1362 久保木町 1561-24 64-0155 64-0166

その他の施設	施設名	所在地	TEL FAX
ケアハウス	粟生逢花苑	〒675-1358 粟生町 3610-1	65-2800
			65-2801
有料老人ホーム	グッドタイムリビング小野	〒675-1371 黒川町 126-1	64-6500 64-6700
	シルバーランド・リブレ	〒675-1379 上本町 238-3	70-7728 70-7729
サービス付き 高齢者向け住宅 (介護付き有料老人ホーム)	サービス付き高齢者向け住宅 くつろぎの杜	〒675-1327 市場町 926-462	62-1560 62-1570
	はっぴーらいふ小野	〒675-1380 王子町 886-1	62-7503 62-7506

◆小野市介護予防・日常生活支援総合事業所一覧（市内）

事業所名	サービス名称				住所	電話番号	
	介護予防型 訪問サービス	家事援助型 訪問サービス	介護予防型 通所サービス	閉じこもり予防型 通所サービス		FAX	
粟生逢花苑ヘルパーステーション 粟生逢花苑デイサービスセンター	○	○	○	○	〒675-1358 粟生町 3610-1	65-2800 65-2801	
ふたばの里ホームヘルプサービス ふたばの里デイサービスセンター	○	○	○	○	〒675-1328 二葉町 80-123	70-0205 70-0202 70-0220	
小野市社会福祉協議会 ヘルパーステーション	○	○			〒675-1378 王子町 801	64-2860 62-0032	
JA兵庫みらい小野 三木ケアセンター	○	○			〒675-1379 上本町 195-6	63-1505 64-8838	
小野オパール訪問介護事業所	○				〒675-1352 復井町 916-12	65-2070 66-0952	
GTLケアサービス小野	○				〒675-1371 黒川町 126-1	64-9102 63-4113	
くつろぎの杜 デイサービスセンター			○	○	〒675-1327 市場町 926-462	62-1560 62-1570	
さわらび デイサービスセンター小野			○	○	〒675-1375 西本町 572	62-0006 62-0058	
ツクイ小野黒川			○		〒675-1371 黒川町 1708-1	64-2500 64-2501	
鶴野接骨院リハビリ デイサービストナリノ				○	〒675-1374 本町 1-70-4	60-1096 60-1096	
小野市デイサービスセンター				○	〒675-1352 復井町 673-20	66-7305 66-7307	
デイサービスセンター あったかい家七宝				○	〒675-1334 大島町 570-4	63-8805 63-8873	
デイサービス麒麟堂				○	〒675-1380 王子町 25-1	63-9722 63-9723	
リハサロン歩fit麒麟堂				○	〒675-1332 中町 413-5	62-3600 62-2202	
リハビリセンタースマイルライフ				○	〒675-1335 片山町 1475-1	63-2700 63-2701	

しくみと加入者
保険料の決め方
サービス利用の手順
サービスの種類と費用
福祉用具等
費用の支払い
介護保険の医療費控除
介護保険制度以外のサービス
事業所一覧

◆障がい福祉サービス提供事業所一覧 (令和3年6月1日)

施設名称	住所	電話番号 FAX	ピクトグラム										
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
小野市障がい者 地域生活・相談支援センター	〒675-1380 中島町531	63-1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		63-1019											
就労支援事業所(A型・B型) 宿花(よみはな)	〒675-1331 神明町字西畑235-3 小野神鉄ビル1階	62-1115		○	○		○		○				
		62-1116											
小野市社会福祉協議会 ヘルパーステーション・ 相談支援センター	〒675-1378 王子町801	64-2860	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		62-0032											
多機能型事業所 小野福祉工場	〒675-1355 新部町1丁通1320	66-6561	○	○	○		○		○				○
		66-6562											
障害者支援施設 小野起生園		66-6121	○	○	○		○		○				○
		66-6158											
ワークセンターすみれ	〒675-1363 古川町26-1	62-8802					○						○
		62-8805											
ホームヘルプ サービスセンターあんず	〒675-1365 広渡町589-2	63-8911	○	○			○		○	○	○		
		62-2515											
生活介護事業所コスモスの里		63-8911	○	○			○		○	○	○		
		62-2515											
ぶらす	〒675-1325 檜山町386	60-2766	○	○			○						○
		60-2766											
どり〜む小野	〒675-1316 天神町664-1	88-8906											
		88-8908											
ハレルヤファーム	〒675-1311 万勝寺町799	67-1193											
		67-1193											
stella	〒675-1377 葉多町328-1	60-2692											
		60-2692					○						
兵庫あおの病院	〒675-1327 市場町926-453	62-5533		○	○	○	○	○	○	○		○	○
		62-5757											

施設名称	住所	電話番号 FAX	ピクトグラム										
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
市立ひまわり園	〒675-1353 河合中町82-7	66-5181	○	○	○		○		○	○			○
		66-5182											
ふえろう村	〒675-1305 脇本町399	090-1441-4369					○					○	
		67-0904											
るふれ	〒675-1371 黒川町1722-1	70-7880	○				○						
		70-7886											
一般社団法人ひだまり	〒675-1355 片山町1082-1	88-8211		○							○		
		88-8224											
ハイカ	〒675-1355 片山町1088-5	70-9025											
		70-9004											

- ① 通路にスロープがある (勾配 1/12 以下)
- ② 通路が平坦である (勾配 2%以下)
- ③ 自動ドアがある
- ④ 高齢者や障がい者等が操作して目的の階に移動できる
- ⑤ 高齢者や障がい者が利用しやすいトイレがある
- ⑥ 人工肛門・人工膀胱を使用している方が洗浄等ができる便房等が設置されている
- ⑦ 視覚障がい者誘導用ブロック (点字ブロック等) が適切に設置されている
- ⑧ 障がい者等が利用できる駐車区画が確保されている。幅 350cm以上。駐車場は出入口に近い位置に設置してある
- ⑨ 乳幼児のおむつを交換できる台を備えている
- ⑩ 授乳や休憩ができ外部から見えなくなっている
- ⑪ AED (自動体外式除細動器) が設置されている

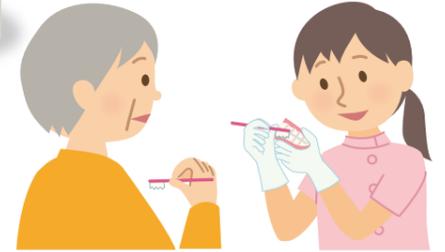
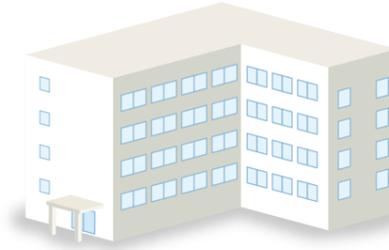


しゅくみと加入者
 保険料の決め方
 サービス利用の手順
 サービスの種類と費用
 福祉用具等
 費用の支払い
 介護保険の医療費控除
 介護保険制度以外のサービス
 事業所一覧

医療機関マップ

- 医療機関
- 歯科医院
- 薬局

★施設の詳細は
52～55ページを
ご覧ください。



◆医療機関一覧 (小野市・加東市医師会)

★了承された医療機関のみ掲載しています。

マップ 番号	医療機関名/ 所在地	診療科目	電話 FAX	往診 訪問 診療	もの 忘れ 検診	診療日							
						診療時間	月	火	水	木	金	土	日
1	北播磨総合医療 センター 〒675-1392 市場町926-250	内・外・整外・形成・ リハ・小・眼・耳・皮・ 泌・産・脳外・放・心・ 循・精神 他34診療科	88-8800			初診受付時間 午前8:30~11:30	○	○	○	○	○		
			62-9931			再診受付時間 午前8:00~11:30 (予約は17:00まで)	○	○	○	○	○		
2	兵庫あおの病院 〒675-1327 市場町926-453	内・外・整外・リハ・ 小・小外・放・循・ 呼・脳内	62-5533			午前8:30~午後5:15	○	○	○	○	○		
			62-5757										
3	井岡医院 〒675-1307 菅田町900番地	内・外・リハ・肛・ 皮	67-2367	○	○	午前9:00~12:00	○	○	○	○	○		
			67-2372	○		午後4:00~7:00	○	○		○	○		
4	私立育が丘クリニック 〒675-1325 椋山町1475-689	内・外・整外・放・ 胃	62-8112	○	○	午前9:00~12:00	○	○	○	○	○	○	
			62-8112	○		午後5:00~8:00	○	○		○	○	○	
5	いまむら皮膚科 クリニック 〒675-1367 敷地町1382-155	皮	64-0080			午前9:30~12:00	○	○		○	○		
			64-0122			午後4:00~6:00	○	○		○	○		
6	いのうえ耳鼻咽喉科 クリニック 〒675-1371 黒川町1768	耳	62-3387			午前9:00~12:00	○	○		○	○	○	
			62-3377			午後3:00~6:00	○	○			○		
7	岡田整形外科 〒675-1378 王子町852-1	整外・リハ・リウ マチ	62-2011			午前9:00~12:00	○	○	○	○(第3木 曜除く)	○	○	
			62-5052			午後4:00~7:00	○	○	○		○		
8	岡田内科医院 〒675-1327 市場町1205-1	内・循	62-7366		○	午前9:00~12:00	○	○	○	○	○		
			62-7366			午後4:00~7:00	○	○	○		○		
9	岡村医院 〒675-1367 敷地町1602-1	内・外・肛・皮・呼・ 胃	62-4300	○	○	午前9:00~12:30 (受付は12:00まで)	○	○	○	○	○		
			63-0150	○		午後4:00~7:00 (受付は6:45まで)	○		○		○		
10	小野レディース クリニック 〒675-1375 西本町538-3	産婦	62-1103			午前9:00~12:00	○	○	○	○	○	○	
			62-1106			午後4:00~7:00	○	○	○	○	○		
11	かごたに眼科 〒675-1371 黒川町1807-4	眼	64-0077			午前8:30~12:00	○		○	○	○		
			64-0088			午後3:30~6:00	○		○		○		
12	柏木医院 〒675-1306 船木町2	内・小・消	67-0199	○	○	午前9:00~12:00	○	○	○	○	○		
			67-0199	○		午後4:00~7:30	○	○		○	○		
13	北野整形外科・外科 〒675-1371 黒川町14-3	整外・リウマチ・ リハ	63-1080	○		午前8:30~12:00	○	○	○	○	○		
			63-1815			午後4:00~7:00	○	○	○	○	○		
14	小島クリニック 〒675-1378 王子町937-3	内・放	64-2727			午前9:00~12:00	○	○	○	○	○		
			64-2726	○		午後4:00~6:45	○	○	○		○		
15	小林眼科 〒675-1367 敷地町1403-6	眼	63-4130			午前8:30~12:00	○	○	○		○		
			64-2088			午後3:30~6:00	○	○	○		○		
16	篠原医院 〒675-1358 粟生町1778-2	内・リハ	65-2810	○	○	午前9:00~12:00	○	○	○	○	○		
			65-2811	○		—	—	—	—	—	—		
17	清水内科クリニック 〒675-1367 敷地町1500-66	内・消・呼・循	62-1005		○	午前8:30~12:00	○	○	○		○	○	
			62-1000			午後3:30~7:00	○	○			○		

マップ 番号	医療機関名/ 所在地	診療科目	電話 FAX	往診 訪問 診療	もの 忘れ 検診	診療日							
						診療時間	月	火	水	木	金	土	日
18	田中内科医院 〒675-1355 新部町408-2	内	66-3456		○	午前8:00~12:00	○	○	○	○	○		
			66-3458			午後5:00~6:00	○	○	○		○		
19	田中皮フ科医院 〒675-1332 中町291-1	皮	63-7222			午前9:00~12:00	○	○	○	○	○		
			62-5912			午後3:00~6:00	○	○	○		○		
20	つぼた小児科医院 〒675-1375 西本町466-7	内・小・アレルギー	62-2752			午前9:00~12:00	○	○	○	○	○		
			62-8901			午後4:00~6:30	○	○	○		○		
21	土井病院 〒675-1352 復井町字中ノ池1723-2	内・リハ	66-2119			午前9:00~12:00 (予約診療)	○	○	○	○	○		
			66-2299			—	—	—	—	—			
22	オリーブ皮フ科 〒675-1371 黒川町1719	皮	64-2700			午前9:00~12:00	○	○		○	○		
			64-2701			午後3:30~6:30	○	○		○	○		
23	ひまわりクリニック 〒675-1331 神明町216-1	内	62-7209			午前10:00~12:00	○	○	○	○			
			62-7208			午後3:00~5:00	○		○		○		
24	平井小児科・ アレルギー科医院 〒675-1371 黒川町103-1	小・アレルギー	63-2228			午前9:30~12:00	○	○	○	○	○		
			63-0843			午後4:00~6:30	○	○	○	2:00~ 4:00	○		
25	平出医院 〒675-1331 神明町213-14	耳	62-2801			午前9:00~12:00	○	○	○	○	○		
			62-2801			午後4:00~7:00	○	○	○		○		
26	復井診療所 〒675-1352 復井町916-12	内・放・リハ・糖	66-7318	○	○	午前9:00~12:00	○	○	○	○	○		
			66-3951	○		午後1:30~5:00	○	○	○	○	○		
27	福岡クリニック 〒675-1331 神明町183-8	内・外・泌・肛・ 胃	63-1600	○	○	午前8:30~12:00	○	○	○	○	○		
			63-1601	○		午後3:30~7:00	○	○	○		○		
28	まえたクリニック 〒675-1334 大島町710-1	内・外・消	64-0771			午前9:00~12:00	○	○		○	○	○	
			64-0772			午後4:00~7:00	○	○		○	○		
29	まつい子どもクリニック 〒675-1367 敷地町1500-13	小・アレルギー	63-7366			午前9:00~12:00	○	○	○	○	○	9:00~ 13:00	
			63-2508			午後3:30~6:30	○	○	○		○		
30	松尾内科 〒675-1371 黒川町574	内・胃腸・呼・循	64-0880		○	午前9:00~12:00	○	○	○	○	○		
			64-0881			午後4:00~7:00	○	○	○		○		
31	三浦クリニック 〒675-1316 天神町814-1	内・リウマチ・耳	70-9288	○	○	午前9:00~12:00	○	○	○	○	○		
			70-9289	○		午後3:00~6:30	○	○	○		○		
32	山口内科医院 〒675-1372 本町648-6	内・消・糖	64-0202			午前9:00~12:00	○	○	○		○		
			64-0203			午後4:00~7:00	○	○	○		○		
33	依藤診療所 〒675-1372 本町254-1	内・リハ・小	63-0028	○	○	午前9:00~12:00	○	○	○	○	○		
			—	○		午後4:00~6:30	○	○		○	○		
34	緑駿病院 〒675-1322 匠台72-1	内・呼・循・消・放・ リハ・脳内	63-5577		○	午前9:00~12:00	○	○	○	○	○		
			63-5535			—	—	—	—	—			
35	栄宏会小野病院 〒675-1316 天神町973	内・整外・小・脳外・ 神内	62-9900			診療日と診療時間は科によって異なりますので、事前にホームペ ージでご確認又は電話でお問い合わせください。							
			62-9901										
36	こうすげ眼科クリニック 〒675-1334 大島町1635	眼	88-8844			午前9:00~12:00	○	○		○	○		
			88-8845			午後3:00~6:00		○		○	○		

しゅくみと加入者
 保険料の決め方
 サービス利用の手順
 サービスの種類と費用
 福祉用具等
 費用の支払い
 介護保険の医療費控除
 介護保険制度以外のサービス
 事業所一覧

マップ 番号	医療機関名/ 所在地	診療科目	電話 FAX	往診 訪問 診療	もの 忘れ 検診	診療日									
						診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝	
37	あすなろクリニック 〒675-1327 市場町 926-462 *休診中	内・放	88-6110 —			午前 9:00 ~ 12:30		○				○			
						午後 2:00 ~ 4:00							○		
38	藤本在宅医院 〒675-1358 粟生町 1506-196	内	60-1113 60-1225	○	○	午後 3:00 ~ 5:00 (外来)	○								

◆歯科医院一覧(小野・加東歯科医師会)

マップ 番号	医療機関名/ 所在地	電話 FAX	往診	もの 忘れ 検診	診療日									
					診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝	
1	歯科石原医院 〒675-1303 池田町 293-1	67-0030 67-2131	○		午前 9:00 ~ 12:30	○	○	○	○	○	○			
					午後 3:00 ~ 6:30	○	○	○		○				
2	市浦歯科 〒675-1301 小田町 1714-6	67-0733 67-0733	○		午前 9:00 ~ 12:00	○	○	○		○	○			
					午後 2:00 ~ 6:30	○	○	○		○	○			
3	うとう歯科医院 〒675-1367 敷地町 1500-71	63-3667 70-9922	○		午前 9:30 ~ 13:00	○	○	○		○	○			
					午後 2:30 ~ 7:30	○	○	○		○	○	2:30 ~ 5:00		
4	おうじクローバー歯科 〒675-1378 王子町 133-3	63-9608 63-9609	○		午前 9:30 ~ 13:00	○	○	○		○	○	9:30 ~ 12:00		
					午後 2:30 ~ 7:00	○	○	○		○	○	1:00 ~ 5:00		
5	大橋歯科医院 〒675-1378 王子町 934-2	62-2445 62-2445	○		午前 8:15 ~ 12:30	○	○	○		○	○	8:15 ~ 13:00		
					午後 2:15 ~ 6:00	○	○	○		○	○			
6	北山歯科医院 〒675-1358 粟生町 1730	66-2586 66-2586	○		午前 9:00 ~ 12:00	○	○		○	○	○			
					午後 2:00 ~ 6:30	○	○		○	○	○	2:00 ~ 5:00		
7	きらら歯科 〒675-1371 黒川町 1679	63-1818 63-2020	○		午前 9:30 ~ 13:00	○	○	○		○	○	9:30 ~ 12:00		
					午後 2:30 ~ 6:00	○	○	○		○	○	1:00 ~ 5:00		
8	くすはら歯科医院 〒675-1371 黒川町 1707	62-9420 62-9421	○		午前 9:00 ~ 12:00	○	○	○		○	○			
					午後 3:00 ~ 7:00	○	○	○		○	○	3:00 ~ 6:00		
9	幸田歯科医院 〒675-1327 市場町 809-3	63-6116 63-6120	○		午前 8:00 ~ 12:00	○	○		○	○	○			
					午後 3:00 ~ 7:00	○	3:00 ~ 5:00		○	○				
10	芝本歯科医院 〒675-1371 黒川町 40-4	63-3600 63-8836	○		午前 9:00 ~ 12:00	○	○	○		○	○			
					午後 2:30 ~ 7:30	○	○	○		○	○	2:30 ~ 5:30		
11	坪田歯科医院 〒675-1372 本町 281	63-4777 —	○		午前 9:00 ~ 12:00	○	○		○	○	○			
					午後 2:00 ~ 5:00	○	○		○	○	○			
12	中塚歯科医院(令和3年6月末で閉院) 〒675-1378 王子町 521-1	64-2217 64-2227	○		午前 10:00 ~ 13:00	○	○	○		○	○			
					午後 3:00 ~ 7:00	○	○	○		○	○			
13	しもむら歯科医院(令和3年8月開院) 〒675-1378 王子町 521-1	64-2217 64-2227	○		午前 10:00 ~ 13:00	○	○	○		○	○			
					午後 3:00 ~ 8:00	○	○	○		○	○			
14	長井歯科医院 〒675-1327 市場町 501	63-6428 63-6428	○		午前 9:00 ~ 12:00	○	○	○		○	○			
					午後 2:00 ~ 7:00	○	○	○		○	○	2:00 ~ 6:00		
15	福岡歯科 〒675-1331 神明町 183-8	63-1600 63-1601	○		午前 9:00 ~ 12:00	○	○	○		○	○			
					午後 2:00 ~ 7:00	○	○	○		○	○			
16	ふくおか歯科クリニック 〒675-1324 育ヶ丘町 1474-66	63-8282 63-8260	○		午前 9:00 ~ 13:00	○	○	○		○	○			
					午後 2:30 ~ 6:00	○	○	○		○	○			
17	藤本歯科医院 〒675-1364 鹿野町 2403	62-4792 62-4792	○		午前 9:00 ~ 13:00	○	○	○		○	○	9:00 ~ 12:00		
					午後 3:00 ~ 7:00	○	○	○		○	○	2:00 ~ 4:00		
18	藤原歯科クリニック 〒675-1331 神明町 427	63-1661 63-2422	(注) 当院患者 に限り、必要に 応じて対応		午前 9:00 ~ 12:30	○	○	○		○	○			
					午後 3:00 ~ 7:00	○	○	○		○	○	3:00 ~ 4:30		
19	宮本歯科医院 〒675-1316 天神町 1011	62-6711 62-6711	○		午前 9:00 ~ 12:00	○	○	○		○	○			
					午後 3:00 ~ 7:00	○	○	○		○	○			

マップ 番号	医療機関名/ 所在地	電話 FAX	往診	診療日								
				診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
20	森岡歯科医院 〒675-1371 黒川町 12-1	63-5885 63-5885	○	午前 9:00 ~ 13:00	○	○	○		○	○		
				午後 3:00 ~ 7:00	○	○	○		○	○	2:30 ~ 6:00	
21	よこた歯科医院 〒675-1324 育ヶ丘町 1475-668	62-3434 62-6310	○	午前 9:00 ~ 12:00	○	○		○	○	○		
				午後 1:00 ~ 3:00	○	○		○	○			

◆薬品取扱機関一覧(薬局)

マップ 番号	薬局名/ 所在地	電話 FAX	在宅 訪問	開局日								
				営業時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
1	アルカ小野中央局 〒675-1371 黒川町 1773	88-8451 88-8452	○	午前 9:00 ~ 午後 6:30	○	○	9:00 ~ 17:00	○	○			
				午前 9:00 ~ 午後 1:00							○	
2	育が丘グリーン薬局 〒675-1324 育ヶ丘 1475-573	63-3741 63-3741		午前 9:00 ~ 午後 7:00	○	○	○	○	○	○		
3	キリン堂薬局 小野本町店 〒675-1372 本町 648-6	70-0070 70-0071	○	午前 9:00 ~ 午後 7:00	○	○	○	9:00 ~ 18:00	○			
				午前 9:00 ~ 午後 1:00							○	
4	くるみ薬局 〒675-1358 粟生町 3610-2	66-0170 66-0171		午前 9:00 ~ 午後 6:00	○	○	9:00 ~ 14:00	○	○			
				午前 9:00 ~ 12:00							○	
5	弘勢堂薬局 〒675-1358 粟生町 790-2	66-2926 66-5751		午前 9:00 ~ 午後 6:00	○	○	○	○	○		午前中	
6	センター薬局 〒675-1332 中町 321-1	70-0521 70-0520	○	午前 9:00 ~ 午後 7:00	○	○	○	○	○			
				午前 9:00 ~ 午後 1:00								○
7	ひかり薬局 本町店 〒675-1372 本町 254-8	62-0280 62-0277		午前 9:00 ~ 午後 1:00	○	○	○	○	○	○		
				午後 4:00 ~ 午後 6:30	○	○		○	○			
8	フタツカ薬局 小野店 〒675-1367 敷地町 1603-1	62-3964 62-8599	○	午前 9:00 ~ 午後 1:00	○	○	○	○	○	○		
				午後 4:00 ~ 午後 7:00	○	○	○		○	○		
9	松原薬局 〒675-1332 中町 275-1	63-7573 64-7007	○	午前 9:00 ~ 午後 5:00	○	○	○	9:00 ~ 15:30	○			
				午前 9:00 ~ 午後 0:30								○
10	みどり薬局 〒675-1334 大島町 1656	64-9311 64-9312	○	午前 9:00 ~ 午後 7:00	○	○	9:00 ~ 16:00	○	○			
				午前 9:00 ~ 12:00								○
11	森葉忠堂薬局 〒675-1379 上本町 71	62-2045 62-5283		午前 9:00 ~ 午後 7:00	○	○		○	○	○		
				午前 9:00 ~ 午後 6:00			○					
12	やよい薬局 〒675-1367 敷地町 1403-7	63-4252 63-4212		午前 8:30 ~ 午後 0:30	○	○	○	○	○	○		
				午後 3:30 ~ 午後 6:00	○	○	○		○			
13	クオール薬局小野店 〒675-1367 敷地町 1382-246	64-0189 64-0190	○	午前 9:30 ~ 午後 6:30	○	○		○	○			
				午前 9:30 ~ 午後 0:30								○
14	ふじ薬局 〒675-1306 船木町 2	67-2008 67-2008	○	午前 8:30 ~ 午後 0:30	○	○	○	○	○	○		
				午後 3:30 ~ 午後 7:30	○	○		○	○			
15	あさひ薬局 敷地店 〒675-1367 敷地町 1479-10	73-8803 73-8804		午前 8:30 ~ 12:00	○	○	○		○	○	不定期	
				午後 3:30 ~ 午後 7:00	○	○			○			
16	大門調剤薬局 〒675-1352 復井町 916-1	66-6788 66-6789	○	午前 9:00 ~ 午後 6:00	○	○	○	○	○			
				午前 9:00 ~ 午後 1:00								○
17	阪神調剤薬局 北播磨店 〒675-1327 市場町 926-450	64-0111 64-0112		午前 9:00 ~ 午後 6:00	○	○	○	○	○			
18	日本調剤 北播磨薬局 〒675-1327 市場町 926-451	64-0130 64-0131	○	午前 9:00 ~ 午後 6:00	○	○	○	○	○			
19	阪神調剤薬局 小野店 〒675-1316 天神町 973	64-8551 64-8552	○	午前 9:00 ~ 午後 7:00	○	○	○	○	○			
				午前 9:00 ~ 午後 1:00								○
20	イオン薬局 小野店 〒675-1378 王子町 868-1	62-0106 62-0108		午前 9:00 ~ 12:00	○	○	○		○	○		
				午後 1:00 ~ 午後 7:00	○	○	○		○	○		○
21	クスリキリン堂 小野王子店 〒675-1378 王子町 25-1	62-8566 62-8567		午前 9:00 ~ 午後 9:00	○	○	○	○	○	○	○	
22	ドラッグ コスモス 王子店 〒675-1378 王子町 152-1	64-9108 —		午前 10:00 ~ 午後 9:00	○	○	○	○	○	○	○	

しくみと加入者
納め方
保険料の決め方
サービス利用の手順
サービスの種類と費用
福祉用具等
費用の支払い
介護保険の医療費控除
介護保険制度以外のサービス
事業所一覧

◆近隣市の入所施設

【介護老人福祉施設】

施設名	住所	電話	FAX
加西の里	加西市段下町 848-14	0790-48-2552	0790-48-3884
春夏秋冬	加西市坂本町 1027-5	0790-48-8888	0790-48-4822
第二サルビア荘	加西市国正町 1931-2	0790-45-1801	0790-45-1807
伽の里	加東市天神 608	0795-47-5500	0795-47-5501
社すみれ園	加東市藤田字東山 944-27	0795-43-0222	0795-43-0224
フロイデ滝野	加東市下滝野字高倉 1283-37	0795-48-1726	0795-48-1728
グリーンヴィラ妙見	多可郡多可町中区牧野字国木谷 166-25・166-33	0795-30-0870	0795-30-0873
しあわせ荘	多可郡多可町中区鍛冶屋 763-3	0795-32-3330	0795-32-1675
ヘルシービラ加美	多可郡多可町加美区多田 430-10	0795-35-0777	0795-35-1428
ゆりの荘	多可郡多可町八千代区俵田 111-27	0795-37-0174	0795-37-1986
コモエスタにしわき	西脇市蒲江 551-1	0795-23-6551	0795-23-6555
楽寿園	西脇市前島町 260-1	0795-23-7700	0795-23-7300
オンベリーコ	西脇市上比延町 1422-14	0795-25-0050	0795-25-0070
みぎわ園	西脇市八坂町 213-1	0795-22-1358	0795-22-3749
向陽苑	西脇市黒田庄町黒田 783	0795-28-3293	0795-28-3291
グリーンホーム三木	三木市与呂木 683-397	0794-86-1212	0794-86-0710
カトレア三木	三木市福井 1981-1	0794-83-0088	0794-83-0014
しゅうらく苑	三木市別所町興治 1588	0794-83-6767	0794-83-6768
りんどうの里	三木市志染町四合谷 341	0794-84-0237	0794-84-1629
さざんかの郷	三木市吉川町大沢 418	0794-72-1170	0794-72-2355
えびすの郷	三木市大塚 206-6	0794-82-0300	0794-82-0302
みずき	三木市加佐 58-1	0794-82-5050	0794-86-6150
こすもす園	加古川市神野町神野 136-8	079-438-7770	079-438-7686
泰生	加古川市神野町石守 238-1	079-425-0888	079-425-7799
せいりょう園	加古川市野口町長砂 95-20	079-421-7156	079-421-6422
万亀園	加古川市野口町水足 107-1	079-426-8200	079-426-6597
グランはりま	加古川市平岡町高畑 1-1	079-451-1525	079-451-1527
みどり園	加古川市平岡町土山 423-9	078-941-6700	078-941-1763
浜の宮松竹園	加古川市別府町新野辺 538-9	079-422-5552	079-457-0101
佰楽苑	加古川市別府町新野辺 1429-10	079-441-0752	079-441-0753

★了承された施設のみ掲載しています。

施設名	住所	電話	FAX
鹿児の郷	加古川市平荘町山角 1038-4	079-428-1765	079-428-0953
加古川さくら園	加古川市東神吉町神吉 1844-5	079-432-7300	079-432-7310
特別養護老人ホーム 鶴林園	加古川市志方町細工所 1086	079-452-0162	079-452-2461
ヴィラ播磨	加古川市志方町成井 100	079-453-2100	079-453-2101
フェニックス加古川ケアセンター	加古川市米田町平津 384-16	079-432-1555	079-432-1553

【介護老人保健施設】

施設名	住所	電話	FAX
加西白寿苑	加西市北条町東高室字四ツ池 1231-1	0790-43-9800	0790-43-9801
加西シニアコミュニティ	加西市中西町字広野 616-1	0790-48-8190	0790-48-8191
サンスマイル北野	加東市北野 55-1	0795-48-2666	0795-48-2901
多可赤十字老人保健施設	多可郡多可町中区岸上 280-19	0795-32-1265	0795-32-3262
しばざくら荘	西脇市上戸田 194-1	0795-23-5958	0795-23-5465
サンビラ三木	三木市与呂木 683-4	0794-83-8118	0794-83-8905
セントクリストファーズホーム	三木市志染町細目 28-26	0794-84-2211	0794-84-2220
サンスマイル三木	三木市志染町吉田 1213-1	0794-87-8720	0794-87-8707
白寿苑	加古川市神野町石守 1632	079-438-2999	079-430-5108
加古川白寿苑	加古川市野口町坂井 58-1	079-430-0033	079-430-0034
ハイムゾンネ宝寿苑	加古川市東神吉町神吉 708-1	079-432-2051	079-432-2006

【介護療養型医療施設】

施設名	住所	電話	FAX
米田病院	加西市尾崎町宇野田 10-1	0790-48-3591	0790-48-3965

【介護医療院】

施設名	住所	電話	FAX
いなみ野病院介護医療院	加古川市平岡町土山 423-2	078-941-1730	078-941-1734

【ケアハウス】

施設名	住所	電話	FAX
シュヴェルニーカサイ	加西市国正町 1931-2	0790-45-1703	0790-45-1807
香楽園*	加西市鶴野町字東中条 1750	0790-49-2900	0790-49-2907
しあわせ荘*	多可郡多可町中区鍛冶屋 763-3	0795-32-3330	0795-32-1675
ゆりの荘	多可郡多可町八千代区俵田 111-27	0795-37-0174	0795-37-1986
ハンナ館	西脇市八坂町 213-18	0795-27-1011	0795-22-3749

しくみと加入者

保険料の決め方
納め方

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

福祉用具等

費用の支払い

介護保険の医療費控除

介護保険制度以外のサービス

事業所一覧

施設名	住所	電話	FAX
志染愛真ホーム*	三木市志染町御坂 764-16	0794-87-3608	0794-87-3625
グリーンホーム三木	三木市与呂木字 683-397	0794-86-1212	0794-86-0710
りんどうの里	三木市志染町四合谷字伊賀ノ垣 341	079-484-0237	0794-84-1629
さざんかの郷	三木市吉川町大沢 418	0794-72-1170	0794-72-2355
せいりょう園	加古川市野口町長砂 95-20	079-421-7156	079-421-6422
やすらぎ	加古川市神野町石守 1632-1	079-438-5770	079-438-5760
鹿児の郷	加古川市平荘町山角 1038-4	079-428-1765	079-428-0953
あじさい	加古川市平岡町土山字川池 423-6	078-941-1001	078-941-2677
ケアハウス すこやか	加古川市野口町坂井 59-1	079-430-0200	079-430-0201
浜の宮松竹園	加古川市別府町新野辺 538-9	079-422-5552	079-457-0101
パレディさつき苑	加古川市西神吉町岸 246-4	079-431-1780	079-431-6111

施設の後ろに*印が付いている施設は、特定施設入居者生活介護事業を実施しています。

【有料老人ホーム】

施設名	住所	電話	FAX
有料老人ホームほうわ	多可郡多可町中区安楽田 980-43	0795-30-2580	0795-30-2581
さわやかリバーサイド西脇	西脇市和布町 168-2	0795-25-0065	0795-25-0066
こころの里西脇	西脇市下戸田塚ノ本 184-1	0795-22-3456	0795-22-5050
ハーベストコート桜丘1号館	西脇市黒田庄町田高 313-294	0795-28-5583	0795-28-5171
ハーベストコート桜丘2号館	西脇市黒田庄町田高 313-273	0795-28-5355	0795-28-5366
有料老人ホームかぐや	三木市平田 105-1	0794-83-9988	0794-83-9901
パストラール加古川* (介護付き)	加古川市平岡町新在家 1224-16	079-429-2815	079-429-2816
チャーム加古川駅前* (介護付き)	加古川市加古川町篠原町 300 リトハ加古川B棟	079-426-3385	079-426-3386
有料老人ホーム ライフ加古川	加古川市別府町石町 80	079-436-8670	079-436-8671
ファミリーホーム井戸端げんき	加古川市野口町北野 1157-29	079-451-6638	050-3458-0087
高齢者向け賃貸住宅メロディー	加古川市野口町良野 16-1	079-456-0081	079-456-0082
翔月庵加古川* (介護付き)	加古川市野口町坂元 138-2	079-422-0417	079-422-0415
おひさまの家宝殿	加古川市米田町平津 625 番地	079-490-3438	079-490-3439
おひさまの家尾上の松	加古川市尾上町養田 726-4	079-453-5560	079-453-5561
たんぼぼの家	加古川市尾上町安田 547-1	079-453-5885	079-453-5886
Charm(チャーム)加古川 尾上の松* (介護付き)	加古川市尾上町養田 8-4	079-423-1177	079-423-1178
マロンの家	加古川市野口町長砂 968-1	079-453-5552	079-453-5228

施設名	住所	電話	FAX
つつじの家	加古川市平岡町山之上 398-2	079-454-5252	079-454-5255
和心の家やすらぎ	加古川市平岡町新在家 1371-1	079-456-3111	079-456-3112
なかよしの家	加古川市野口町野口 769-1	079-456-3222	079-456-3336
かえでの家	加古川市別府町新野辺北町 3 丁目8	079-436-1616	079-436-1615

【サービス付き高齢者向け住宅】

施設名	住所	電話	FAX
弥栄の園	加西市北条町西高室 595-11	0790-43-7770	0790-43-7771
緑陽館*	加東市北野 55-2	0795-45-9070	0795-45-9071
ハーベストコート桜丘3号館	西脇市黒田庄町田高 316	0795-28-2555	0795-28-2556
高齢者住宅 吉川やまのうえ	三木市吉川町山上 267-1	0794-76-5539 (神戸北事業所 078-952-2055)	0794-76-5538 (神戸北事業所 078-952-2058)
サルビア倶楽部三木広野	三木市志染町広野 1 丁目 265	0794-88-6017	0794-88-6018
三木ヒルズ和 (なごみ)	三木市芝町 7-3	0794-70-8276	0794-70-8277
シルバーハウス ひまわりの里	三木市宿原 11-1	0794-83-8117	0794-83-8127
しゅうらく庵	三木市別所町興治 1588	0794-83-6767	0794-83-6768
グリーンヒルズアカシア	三木市緑が丘町中 1 丁目 6-18	0794-85-6797	0794-85-6877
サービス付高齢者住宅桜李園	加古川市加古川町中津 889-1	079-423-0833	079-423-0834
ニッケあすも加古川*	加古川市加古川町本町 239-1	079-456-2555	079-456-2556
ニッケあすも加古川式番館*	加古川市加古川町本町 239-1	079-497-7044	079-497-7044
メディケア加古川*	加古川市西神吉町岸 142-5	079-433-1000	079-433-2000
ありがとう	加古川市東神吉町西井ノ口 753-1	079-433-8510	079-433-8502
ぬくもりの家 加古川南	加古川市尾上町今福字三ノ坪 346-1	079-441-7418	079-441-7419
パール加古川	加古川市尾上町長田 526-6	079-456-2531	079-456-2532
サービス付高齢者向け住宅 フルール	加古川市平岡町高畑 55	079-451-1525	079-451-1527
サンホーム東加古川駅前	加古川市平岡町新在家 1456-1	079-427-2111	079-427-3111
ぬくもりの家 加古川東	加古川市平岡町土山 699-7	078-940-9887	078-940-9888
サンホーム米田	加古川市米田町平津 413-1	079-433-8220	079-433-8221
アンジェス加古川	加古川市別府町新野辺 3066	079-490-7775	079-490-7776
せいりょう園 自愛の家さくら	加古川市野口町長砂 95-32	079-421-7156	079-421-6422
せいりょう園 リバティかがわ	加古川市野口町長砂 95-36	079-421-7156	079-421-6422

施設の後ろに*印が付いている施設は、特定施設入居者生活介護事業を実施しています。

しくみと加入者
保険料の決め方
サービス利用の手順
サービスの種類と費用
福祉用具等
費用の支払い
介護保険の医療費控除
介護保険制度以外のサービス
事業所一覧